

# PCT

国際特許制度

>> PCT 年次報告

**2007** 年における進展と成果



WORLD  
INTELLECTUAL  
PROPERTY  
ORGANIZATION



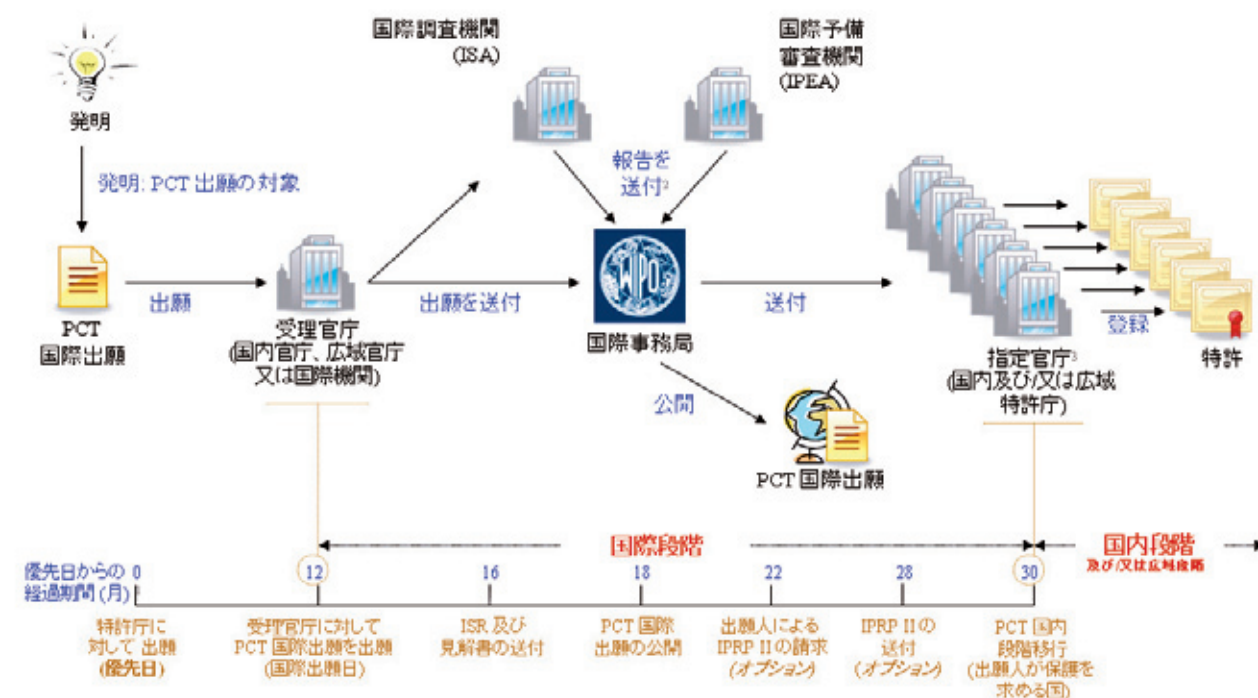
## 序文

### 特許協力条約

1978年に施行されてから特許協力条約(PCT)は、発明者及び業界に対して国際的な特許保護を取得するための有利な手段を提供している。PCTに基づき「国際」特許出願を1件行うことにより、多くの国々で同時に発明の保護を求めることが可能である。出願人のみならず138ヶ国にのぼる加盟国の特許庁を対象に、各国共通の方式要件と国際調査及び予備審査報告、さらに一元化された国際公開などがPCT制度に基づいて提供されている。国内特許の付与手続及び関連する手数料の支払いは、多くの場合、従来の特許制度に比べ、優先日より30ヶ月(官庁によっては更に長期間)延期される。出願人はこの期間内に特許保護の取得可能性について、重要かつ有効な情報を取得できることになる。

下の図はPCT制度の国際段階における、特許出願に関する主要な手続とスケジュールの概要を表したものである。

### PCT制度概要



<sup>1</sup>一般的に、まず出願人は該当する特許庁に対して国内又は広域の特許出願を行い、優先日より12ヶ月以内にPCT国際出願を行う。

<sup>2</sup>ISAは国際調査報告(ISR)及び見解書を送付/IPEAは特許性に関する国際予備報告II(IPRP II)を送付。

<sup>3</sup>出願人がIPRP IIの請求を行った場合は選択官庁という。

出典: 世界知的所有権機関(WIPO)

- > PCT制度を利用する出願人は、受理官庁に対してPCT国際出願を行い、国際調査機関を選択する必要がある。国際調査機関は、当該発明の特許性に関する見解と報告を出願人に提供する。その後、世界知的所有権機関の国際事務局が出願を公開し、PCT制度に加盟する各特許庁へ必要な各文書を送付する。出願人は発明の特許性について、国際予備審査機関に対し2回目の評価を請求することも可能である。出願人は、特許保護を求める各国又は各地域の国内段階に移行するまで、優先日から数えて通常30ヶ月の期間が与えられる。

## ■ PCT 出願

PCT 制度を利用して複数国で発明の保護を求める特許出願人は、管轄受理官庁に PCT に基づく国際出願を行う必要がある。一般的にまず出願人は該当する特許庁に特許出願を行い、優先日より12 ヶ月以内に PCT 制度に基づいて国際出願を行うことになる。

## ■ 国際事務局

受理官庁は PCT 国際出願の記録原本を WIPO の国際事務局 (IB) へ送付する。それに対し IB は以下の項目を担当する。

- 全ての出願書類を受領し保管する
- 第2回目の方式審査を実施する
- PATENTSCOPE<sup>®</sup> 検索サービスで出願及び関連文書を公開する
- PCT 国際出願の発明の名称及び要約、関連する特定の文書を英語又はフランス語若しくはその両方(必要に応じて)へ翻訳する
- 各官庁及び第三者に対し書類の送付を行う
- 要求に基づき、利用者に対し法的助言を提供する
- PCT に関する支援を PCT 加盟国に提供する

出願人はおよそ 1,400 スイスフラン (CHF) の国際出願手数料を支払う必要があり、さらに PCT 国際出願が30 頁を超える場合は、用紙毎に 15CHF の追加料金支払いが発生する(場合によっては固定料金を適用)。電子出願を行った出願人に対しては、最高でおよそ 300CHF の減額が適用され、さらに低所得の国からの出願人に対しては、一定の条件下で最高 75% まで国際出願手数料及び取扱手数料の減額を受ける資格が与えられている。

## ■ 国際調査

PCT 国際調査は、国際調査機関 (ISA) に選定されている特許庁が、条約に定められる PCT 最小限資料の範囲で実施する。国際調査報告 (ISR) には、特許性に関連のあると認められる文献(新規性と進歩性(自明のものではないこと))が列記され、さらに ISA は特許性に関する見解書を作成して、出願人に対し発明の詳細な分析を提供する。

ISR 及び見解書は、PCT 国際出願が行われてから通常 4-5 ヶ月後に、ISA より出願人に対し通知される。出願人は、およそ 244~2,274 米ドル(選択した ISA により異なる)を調査手数料<sup>1</sup>として支払う必要がある。

## ■ 国際予備審査

国際予備審査は国際予備審査機関 (IPEA) から 2 回目の特許性評価を入手することができるオプションの手続きである。

<sup>1</sup> PCT 公式料金表は <http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf> に記載される。料金は換算率により変動する場合がある。

予備審査手数料は選択した IPEA により異なるが、およそ 200~2,420 米ドルである。また取扱手数料としておよそ 171 米ドルが加算される。

#### ■ PCT 国内段階

さらに PCT 国際出願手続きの続行を希望する場合、優先日から 30 ヶ月以内に (受理官庁によってはさらに長い場合も有)、保護を求める国の特許庁又は当該国のために行動する官庁に対して PCT 国内段階移行に必要な要件を満たさなくてはならない。これにより、当該国内及び広域官庁は、国内法に基づき特許付与手続きを開始する。一般的に出願人は、規定料金の支払いに加え、国内代理人を選任しなければならない、出願を翻訳する必要がある。

特許権による保護を受ける可能性に関して重要かつ有効な情報が得られるだけでなく、一般的に国際段階で行った手続きに関しては各官庁で繰り返すことはなく、法的及び翻訳費用も先送りにできるため、PCT 出願人は時間及び経費の節約が可能である。

詳細については WIPO 発行の『Protecting Your Inventions Abroad (海外における発明保護)』を参照<sup>2</sup>

#### 統計の基礎データ

本年次報告の各統計が使用している基礎データは次の 2 つである。PCT 制度の国際段階に関するデータは、WIPO のデータベースが基礎となっている。本報告書の発行後も、2007 年に受理官庁に出願された PCT 国際出願を WIPO は引き続き受領することから、統計では予想値が使用されている。

PCT 制度の国内段階に関する統計は、各国内又は広域の特許庁から当該年末の 6 ヶ月又はそれ以後に WIPO へ提供されるデータに基づくものであり、従って掲載可能な最新データは 2006 年のものである。官庁によってはデータが欠落していたり、国によってはデータが不完全な場合がある。国内段階に関しては予想値は使用されていない。

前述の理由により、この報告書に記載されている数値は変更される場合がある。<sup>3</sup>

<sup>2</sup> [http://www.wipo.int/pct/en/basic\\_facts/faqs\\_about\\_the\\_pct.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf) よりダウンロード可能。

<sup>3</sup> 定期的な更新は <http://www.wipo.int/ipstats/en/> で確認可能

本報告書に記載されている情報は自由に使用することができる。ただし、出典が WIPO であることを明記しなくてはならない。表及びグラフは画像形式で、<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/>よりダウンロードが可能である。

## 目次

<b>1.</b>	<b>はじめに</b>	<b>7</b>
<b>2.</b>	<b>PCT 出願</b>	<b>8</b>
2.1	PCT 国際出願の出願動向	8
2.2	PCT 国内段階移行の動向	9
<b>3.</b>	<b>PCT 出願分析</b>	<b>10</b>
3.1	出願上位 15 ヶ国	10
3.2	PCT と発展途上国	11
3.3	PCT 出願人上位 20	12
3.4	媒体別の出願件数	13
3.5	言語別の出願件数	14
3.6	言語別の公開件数	14
3.7	技術分野別の公開件数	15
3.8	PCT 国内段階移行	16
<b>4.</b>	<b>国際特許制度の実績</b>	<b>18</b>
4.1	受理官庁	18
4.2	国際事務局	19
4.3	国際調査	23
4.4	国際予備審査	24
<b>5.</b>	<b>PCT の電子化</b>	<b>26</b>
5.1	電子出願	26
5.2	国際事務局と官庁の電子データ交換	27
5.3	国際事務局内における PCT 国際出願の電子処理	27
<b>6.</b>	<b>PCT 及び特許情報の普及</b>	<b>28</b>
6.1	PATENTSCOPE® 検索サービス	28
6.2	PCT 利用者のためのインターネット上の新情報	29
6.3	総合的な特許統計	29
<b>7.</b>	<b>法的枠組みに関する進展</b>	<b>30</b>
7.1	2007 年に施行された改正及びその他の進展	30
7.2	2008 年に施行される PCT 規則改正	30

7.3	2009年に施行されるPCT規則改正	31
7.4	2007年に開催されたPCT同盟総会以外の会合	31
7.5	PCT研修	32
<b>8.</b>	<b>統計表</b>	<b>33</b>
<b>9.</b>	<b>用語集</b>	<b>37</b>
<b>10.</b>	<b>PCT締約国</b>	<b>42</b>
<b>11.</b>	<b>インターネットで入手可能なその他の情報</b>	<b>44</b>



## 1. はじめに

2007年、国際特許制度には大きな進展が見られた。

**PCT 出願件数の増加** – 2007年のPCT国際出願件数は158,400件で<sup>4</sup>、前年に比べ5.9%の増加を示している。4年連続して、最も顕著な増加を見せているのが北東アジア諸国で、全PCT国際出願のうち、1/4(25.4%)以上の割合を占めている。

**北東アジア諸国が確固たる地位を確立** – 大韓民国は2006年に比べ出願件数が18.9%増加、フランスに代わりPCT出願件数第4位となった。一方、中国は出願件数を38.5%増加させたことにより、オランダに代わり7位となった。出願上位10ヶ国内を維持したのは、米国(1位)、日本(2位)、ドイツ(3位)、フランス(5位)、英国(6位)、オランダ(8位)、スイス(9位)、スウェーデン(10位)であった。

**上位出願人の変動** – 日本の松下電器産業(2007年公開件数2,100件)が、オランダの多国籍企業 Philips Electronics N.V. (フィリップス エレクトロニクス) (2007年公開件数2,041件)に代わり第1位となった。Siemens (シーメンス/ドイツ) (1,644件)が第3位に留まり、中国の Huawei Technologies (華為技術)が2007年の公開件数を1,365件とし、順位を9つ上げて第4位となった。これに Bosch (ボッシュ/ドイツ) (1,146件)、トヨタ自動車(日本) (997件)、Qualcomm (クアルコム/米国) (974件)が続き、さらに Microsoft (マイクロソフト/米国) (845件)は一気に順位が38上昇して第8位、Motorola (モトローラ/米国) (824件)、Nokia (ノキア/フィンランド) (822件)が続いている。出願人上位20のうち米国の企業が6社、日本が同じく6社、ドイツが3社であった。

**技術分野** – 2007年に公開されたPCT国際出願で最も大きな割合を占めたのが、電気通信分野(10.5%)、情報技術(10.1%)、医薬(9.3%)関連分野であった。最も急速な伸びを記録したのが原子力工学(+24.5%)及び電気通信(+15.5%)であったが、原子力工学の件数そのものは他の工学分野と比べ、まだ少ないと言える。

**PATENTSCOPE<sup>®</sup> 検索サービスにおける全文検索** – 2007年よりPATENTSCOPE<sup>®</sup> 検索サービスで、1978年のPCT制度開始以来公開<sup>5</sup>されたPCT国際出願の全てについて全文検索が可能となった。該当する国際出願の件数は130万件以上にのぼる。

**実用新案の統計** – WIPOは出願国及び特許庁ごとの出願又は登録、そして現在権利を有する実用新案に関する統計を公開するようになった。これにはPCT国内段階の出願も含まれている。

<sup>4</sup> 予想値 – WIPOは2008年の上半期も、2007年に各国の特許庁に対して出願されたPCT国際出願を引き続き受理している。

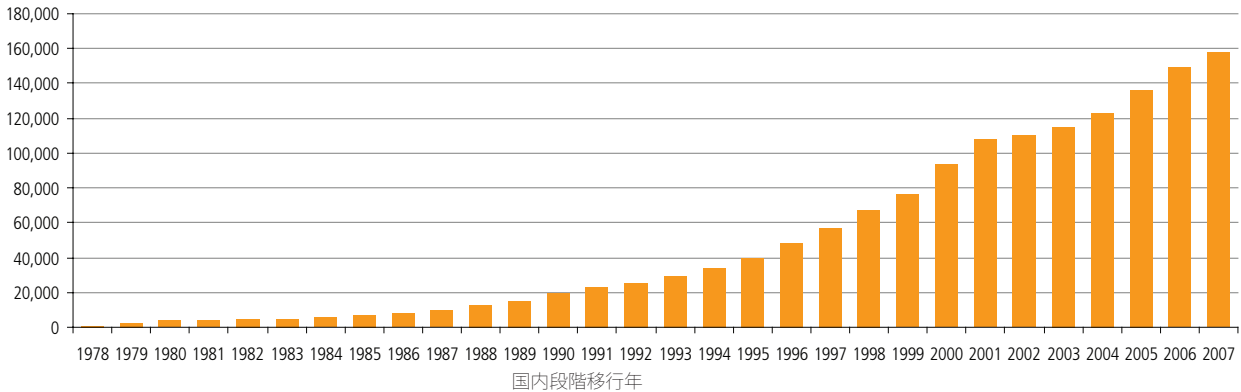
<sup>5</sup> 次の公開言語に対して：英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語

## 2. PCT 出願

### 2.1 PCT 国際出願の出願動向

1978 年の制度発足以降の国際出願件数の伸びを、下のグラフに示す。なお、PCT 国際出願とは特許協力条約に基づき出願された特許出願を指す。

#### PCT 国際出願の出願動向

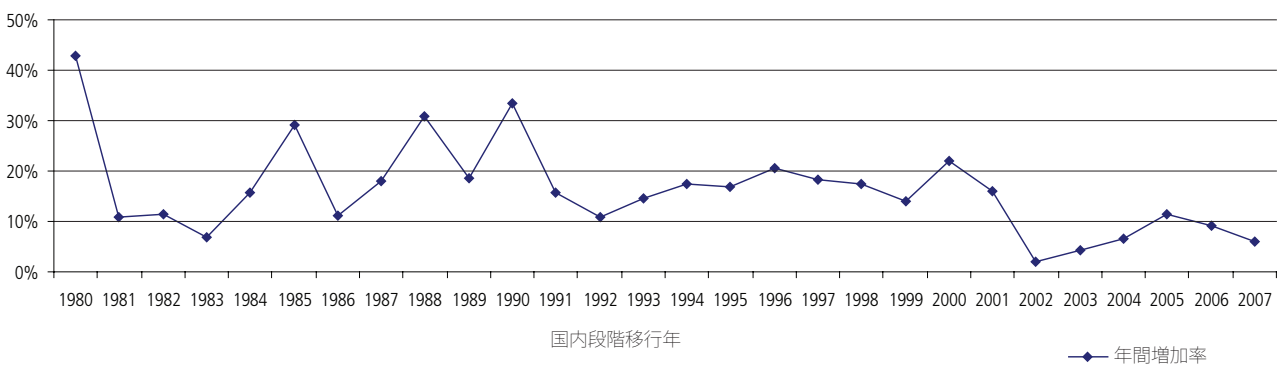


出典: WIPO 統計データベース

- > 2007 年の PCT 国際出願件数は 158,400<sup>6</sup> 件であった。
- > 1978 年からは合計で およそ 149 万件の PCT 国際出願が出願されている。

下のグラフは、1980 年以降の PCT 国際出願件数の増加率を示したものである。

#### PCT 国際出願の年間増加率



出典: WIPO 統計データベース

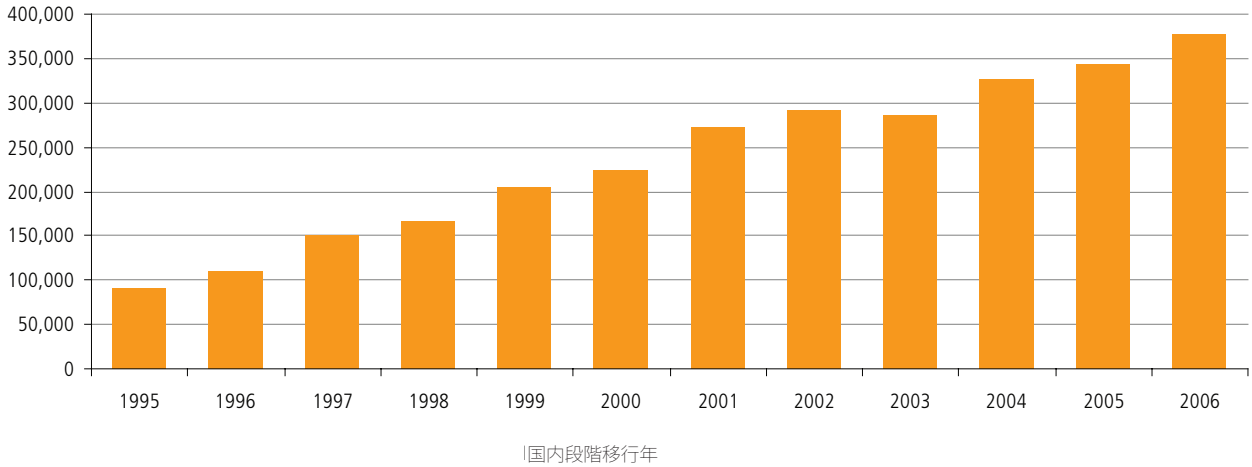
- > 2007 年の前年に対する増加率は 5.9% であった。

<sup>6</sup> 予想値 - WIPO は 2008 年の上半期も、2007 年に各国の特許庁に対して行われた PCT 国際出願を引き続き受理している。

## 2.2 PCT 国内段階移行の動向

下のグラフは 1995 年以降の、PCT 国内段階移行件数を示したものである (広域段階移行も含む)。PCT 国内段階の統計は、出願人が各国に対して発明の保護を実際に求めた国際出願の件数を表すものである。

### PCT国内段階移行の動向

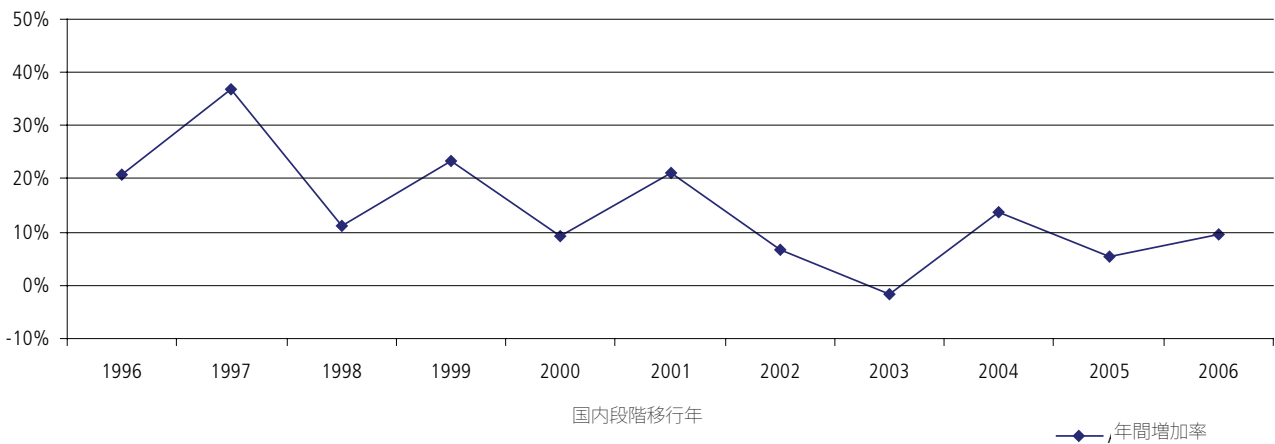


出典: WIPO 統計データベース

> 2006 年は、およそ 376,000 件の PCT 国際出願が国内段階へ移行している。

下のグラフは、1996 年以降の PCT 国際出願における国内段階移行件数の増加率を示したものである。

### PCT国内段階移行の年間増加率



出典: WIPO 統計データベース

> 2006 年の国内段階移行件数は 2005 年に比べ 9.5% 増加している。

### 3. PCT 出願分析

#### 3.1 出願上位 15 ヶ国

下の表は、2007 年の PCT 国際出願上位 15 ヶ国を示している。全ての対象国が記載されている表は付属文書で参照可能。なお出願国は、PCT 願書において最初に記載された出願人の住所に基づいている。

出願国	2003	2004	2005	2006	2007	2006 年からの増加率
米国	41,031	43,351	46,809	51,241	53,147	3,7%
日本	17,414	20,264	24,869	27,022	27,732	2,6%
ドイツ	14,662	15,214	15,984	16,728	17,889	6,9%
大韓民国	2,949	3,558	4,688	5,945	7,066	18,9%
フランス	5,171	5,184	5,748	6,243	6,523	4,5%
英国	5,206	5,027	5,084	5,091	5,610	10,2%
中国	1,295	1,706	2,503	3,949	5,470	38,5%
オランダ	4,479	4,284	4,500	4,534	4,165	-8,1%
スイス	2,861	2,898	3,291	3,600	3,728	3,6%
スウェーデン	2,612	2,851	2,883	3,323	3,646	9,7%
イタリア	2,163	2,189	2,349	2,708	2,911	7,5%
カナダ	2,271	2,104	2,319	2,573	2,827	9,9%
オーストラリア	1,680	1,837	1,996	2,002	2,071	3,5%
フィンランド	1,557	1,672	1,893	1,844	1,994	8,1%
イスラエル	1,129	1,227	1,454	1,594	1,719	7,9%
その他	8,722	9,263	10,363	11,185	11,901	6,4%
合計	115,202	122,629	136,733	149,582	158,400	5,9%

出典: WIPO 統計データベース

- > 大韓民国 (第 4 位) 及び中国 (第 7 位) はそれぞれ 18.9% 及び 38.5% の伸びを見せ、両国とも昨年に比べ順位を 1 つ上げている。
- > 欧州特許条約全加盟国を合わせた PCT 国際出願件数は 52,931 件で、2006 年に比べ 5.7% 増加している。

### 3.2 PCT と発展途上国

発展途上国 (一部国を選択) の出願人によって出願された PCT 国際出願の件数を以下の表に示す。

発展途上国 (一部) からの出願件数	2003	2004	2005	2006	2007
大韓民国	2,949	3,558	4,688	5,945	7,066
中国	1,295	1,706	2,503	3,949	5,470
インド	764	724	679	834	880
シンガポール	282	431	443	472	533
南アフリカ	357	411	358	424	405
ブラジル	219	278	271	333	394
トルコ	111	115	174	269	356
メキシコ	131	118	141	167	182
マレーシア	31	45	38	60	105
コロンビア	24	22	23	29	45
エジプト	22	53	51	41	40
アルゼンチン	15	11	20	20	31
キューバ	20	18	11	21	22
フィリピン	21	11	26	23	18
モロッコ	7	7	9	10	18
カザフスタン	7	7	8	17	14
アルジェリア	5	6	4	3	12
インドネシア	2	6	8	8	9
ベトナム	7	2	0	11	6
朝鮮民主主義人民共和国	3	3	2	4	2
ジンバブエ	2	3	1	0	0
モンゴル	0	0	0	6	0
アンティグア・バーブーダ	1	1	2	1	0
ウズベキスタン	0	0	2	1	0
合計	6,275	7,536	9,462	12,648	15,608

出典: WIPO 統計データベース

- > 付属文書の統計表に示されるように、発展途上国及び後発発展途上国の出願人による PCT 国際出願件数は、その国の特許庁に対する国内段階移行件数に比べて低い数字となっている。

### 3.3 PCT 出願人上位 20

2007 年に公開された PCT 国際出願について、上位 20 位の PCT 出願人及びその件数を下の表に示す。

2007 年順位	2006 年からの 順位変動	出願人	出願国	2007 年の PCT 国際出願 公開件数	2006 年か らの件数 変動
1	1	MATSUSHITA ELECTRIC INDUSTRIAL CO., LTD. (松下電器産業 (株))	JP	2,100	-244
2	-1	KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.	NL	2,041	-454
3	0	SIEMENS AKTIENGESELLSCHAFT	DE	1,644	164
4	9	HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTD.	CN	1,365	790
5	0	ROBERT BOSCH GMBH	DE	1,146	184
6	2	TOYOTA JIDOSHA KABUSHIKI KAISHA (トヨ タ自動車 (株))	JP	997	293
7	5	QUALCOMM INCORPORATED	US	974	366
8	38	MICROSOFT CORPORATION	US	845	603
9	1	MOTOROLA, INC.	US	824	187
10	-6	NOKIA CORPORATION	FI	822	-214
11	-4	BASF AKTIENGESELLSCHAFT	DE	810	94
12	-6	3M INNOVATIVE PROPERTIES COMPANY	US	769	42
13	3	LG ELECTRONICS INC.	KR	719	152
14	1	FUJITSU LIMITED (富士通 (株))	JP	708	137
15	6	SHARP KABUSHIKI KAISHA (シャープ (株))	JP	702	206
16	12	NEC CORPORATION (日本電気 (株))	JP	626	253
17	-8	INTEL CORPORATION	US	623	-67
18	4	PIONEER CORPORATION (パイオニア (株))	JP	611	117
19	10	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORPORATION	US	606	241
20	0	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.	KR	598	93

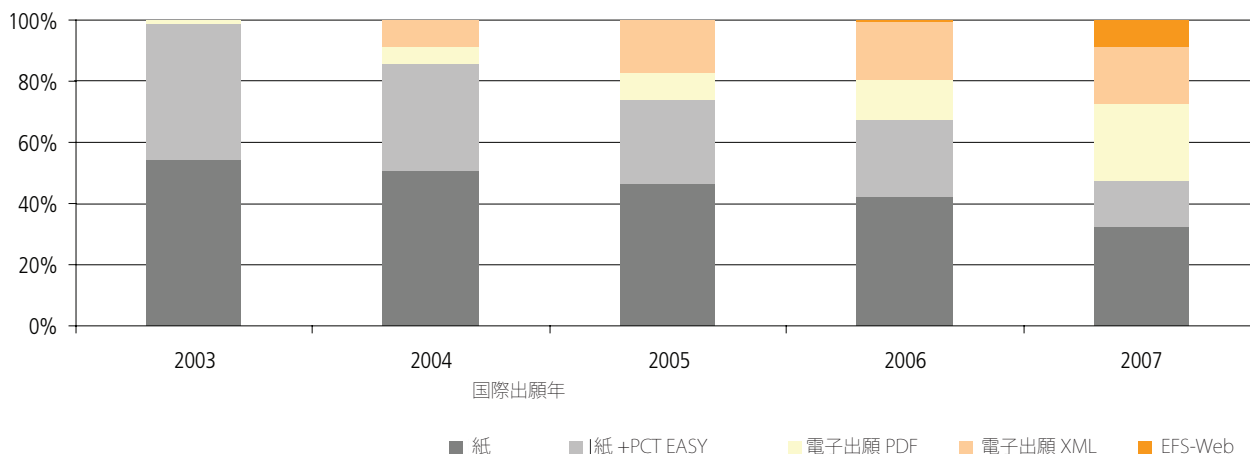
出典: WIPO 統計データベース

- > 日本の松下電器産業 (株) が、オランダの多国籍企業 Philips Electronics N.V. (フィリップス エレクトロニクス エヌ ヴィ) に代わり第 1 位となり、中国の多国籍企業 Huawei Technologies (華為技術) が順位を 9 つ上げて 4 位となった。
- > 顕著な順位変動として、米国の多国籍企業 Microsoft Co. (マイクロソフト コーポレーション) (+38)、日本の 日本電気 (株) (+12) そして米国の IBM Co. (インターナショナル・ビジネス・マシーンズ・コーポレーション) (+10) の 3 つが挙げられる。
- > 2007 年に公開された PCT 国際出願における出願人数は 143,000 人、出願人/発明者数は 369,000 人であった。

### 3.4 媒体別の出願件数

下のグラフ及び表は 2003 年以降の出願媒体の割合を示したものである。出願媒体は紙のみ、PCT-EASY 機能を使用して電子的に作成されたフロッピーディスク又はその他の物理媒体 (CD-R、DVD-R) と紙の組合せ、さらに完全電子媒体の 3 種類である。完全電子媒体による出願とは XML 形式、PDF 形式及び米国特許商標庁 (USPTO) におけるウェブ経由の電子出願 (EFS-Web) を指す。

PCT国際出願の出願媒体別の割合



出典: WIPO 統計データベース

出願媒体	2003	2004	2005	2006	2007
紙	54,2%	51,1%	46,0%	42,5%	32,8%
紙+PCT EASY	44,9%	34,7%	27,8%	25,2%	14,7%
電子出願 PDF	1,0%	5,5%	8,9%	13,2%	24,9%
電子出願 XML		8,7%	17,3%	18,3%	19,3%
EFS-Web				0,8%	8,3%

出典: WIPO 統計データベース

- > 2007 年は、PCT 国際出願の多く (52.5%) が完全電子出願により行われた。これに PCT-EASY (紙及び電子出願媒体の組合せ) を加えると、電子媒体による出願割合は 67.2% まで上昇する。
- > 2007 年 (5 月 1 日以降)、中国の特許庁が完全電子出願を受理すると発表したことにより、完全電子出願が受理可能な特許庁の総数は 20 となった。
- > 昨年に比べ完全電子出願の合計件数が 69.7% 増加した原因は、中国及び米国の特許庁における出願数合計が、2007 年における PCT 国際出願総数のそれぞれ 3.4% と 33.4% を占めていることから、両国の電子出願の効果と考えられる。

### 3.5 言語別の出願件数

下の表は、PCT 国際出願件数を出願言語別に示したものである。PCT 国際出願は出願先の受理官庁が受理する言語であれば、いかなる言語でも出願が可能である。

出願言語	2003	2004	2005	2006	2007	2007年の割合
英語	73,472	77,842	84,650	91,644	95,164	60,1%
日本語	15,866	18,263	22,150	24,292	25,609	16,2%
ドイツ語	14,487	14,603	15,867	16,730	17,965	11,3%
フランス語	4,529	4,504	4,867	5,168	4,887	3,1%
中国語	1,036	1,428	2,232	3,476	4,875	3,1%
韓国語	1,750	2,093	2,668	3,543	4,650	2,9%
イタリア語	581	632	707	1,021	1,368	0,9%
スペイン語	850	844	1,070	1,165	1,247	0,8%
ロシア語	601	582	689	750	695	0,4%
フィンランド語	404	354	429	415	510	0,3%
スウェーデン語	706	640	547	439	489	0,3%
オランダ語	513	501	485	501	489	0,3%
ノルウェー語	187	143	175	172	182	0,1%
デンマーク語	134	126	111	138	122	0,1%
ハンガリー語	17	14	24	41	43	<0,1%
トルコ語	17	23	12	17	19	<0,1%
スロベニア語	13	13	14	22	19	<0,1%
ポルトガル語	9	6	9	17	18	<0,1%
チェコ語	8	2	10	11	18	<0,1%
クロアチア語	11	12	11	11	16	<0,1%
スロバキア語	8	4	5	8	11	<0,1%
その他合計	1	0	1	0	2	<0,1%
合計	115,200	122,629	136,733	149,581	158,400	100%

出典: WIPO 統計データベース

> 上位 5 位のうち 2006 年から変動があったのは中国語で、韓国語 (順位を 1 つ下げた) に代わり順位を 1 つ上げ、5 位となった。

### 3.6 言語別の公開件数

下の表は、PCT 国際出願件数を公開言語別に示したものである。PCT 国際出願の公開には、公式公開言語 (現時点で、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、ロシア語、スペイン語) のうち 1 つを使用しなくてはならない

公開言語	2003	2004	2005	2006	2007	2007年の割合
英語	75,342	75,099	83,462	91,040	98,508	65,6%
日本語	13,807	16,835	19,630	22,867	24,003	16,0%
ドイツ語	14,086	13,998	15,008	15,723	16,842	11,2%
フランス語	4,546	4,254	4,391	5,143	5,199	3,5%
中国語	861	1,096	1,423	2,335	3,735	2,5%
スペイン語	768	758	839	1,045	1,120	0,7%
ロシア語	585	510	557	587	668	0,4%
合計	109,995	112,550	125,310	138,740	150,075	100%

出典: WIPO 統計データベース

> 公開言語として中国語が使用された件数は、2006 年と比較して 60% 増加、続いてロシア語 (+13.8%) 及び英語 (+8.2%) が増加を見せている。



### 3.7 技術分野別の公開件数

下の表は、公開された PCT 国際出願における技術分野毎の件数の推移と 2007 年の増加率を示している。この表では PCT 国際出願を国際特許分類 (IPC) 制度に基づく 30 の分野<sup>6</sup>に分類している。国際出願は複数の技術分野の IPC 識別記号が付与されることがあるため、技術分野別の出願件数合計は PCT 出願の公開件数を上回る。

技術分野	2003	2004	2005	2006	2007	2006 年 からの増 加率
<b>I 電気 - 電子</b>						
1 電気装置、電気工学、電力	7,365	7,568	8,768	10,069	11,035	9,6%
2 視聴覚技術	6,057	6,074	6,713	7,453	7,759	4,1%
3 電気通信	10,821	10,441	11,670	13,634	15,751	15,5%
4 情報技術	9,917	9,531	10,992	13,791	15,109	9,6%
<b>II 機器</b>						
5 半導体	4,051	4,109	4,719	6,111	6,587	7,8%
6 光学	2,616	2,563	3,215	5,898	5,960	1,1%
7 分析、測定、制御技術	11,447	10,869	11,867	13,225	13,531	2,3%
8 医療技術	8,600	8,877	9,554	11,249	11,890	5,7%
9 原子力工学	517	496	499	572	712	24,5%
<b>III 化学 - 材料</b>						
10 有機精密化学	5,225	5,652	6,112	6,512	6,082	-6,6%
11 高分子化学、ポリマー	3,984	4,002	4,532	5,904	5,946	0,7%
12 化学工学	3,879	3,702	4,266	5,680	5,863	3,2%
13 表面技術、塗装	3,293	3,326	3,642	4,361	4,247	-2,6%
14 材料、冶金	3,037	3,031	3,252	3,836	4,045	5,4%
<b>IV 医薬 - 生命工学</b>						
15 生命工学	8,604	7,609	7,312	7,413	7,228	-2,5%
16 医薬、化粧	9,976	9,436	11,090	13,920	13,936	0,1%
17 農業、食品	1,660	1,840	1,949	2,336	2,309	-1,2%
<b>V プロセス工学</b>						
18 工業プロセス	5,365	4,909	4,911	5,010	5,295	5,7%
19 処理、印刷	4,540	4,555	5,401	6,234	6,261	0,4%
20 農業及び食品加工用機械又は装置	1,274	1,334	1,521	1,504	1,478	-1,7%
21 材料加工、繊維、紙	4,780	4,285	4,763	5,484	5,312	-3,1%
22 環境技術	1,314	1,249	1,380	1,585	1,780	12,3%
<b>VI 機械 - 機械学 - 運輸</b>						
23 工作機械	2,485	2,323	2,773	3,009	3,132	4,1%
24 エンジン、ポンプ、タービン	2,820	2,975	3,205	3,700	4,170	12,7%
25 熱処理及び装置	1,580	1,542	1,825	2,062	2,297	11,4%
26 機械部品	3,567	3,720	4,108	4,748	5,084	7,1%
27 運輸	4,597	4,883	5,542	6,078	6,696	10,2%
28 宇宙技術及び武器	494	436	536	513	507	-1,2%
<b>VII 消費材 - 土木工学</b>						
29 消費材及び消費用機器	5,757	6,040	7,228	8,310	8,629	3,8%
30 土木工学、建築、採鉱	3,461	3,847	3,908	4,399	4,688	6,6%

出典: WIPO 統計データベース

- > 2007 年に PCT 公開出願件数が多かった技術分野は、電気通信、情報技術、医薬であった。
- > 2007 年、最も急速な伸びを記録したのが原子力工学 (+24.5%) 及び電気通信 (+15.5%) であったが、原子力工学の場合、件数そのものは他の工学分野と比べてまだ少ないと言える。

<sup>7</sup> OST、INPI、FhG-ISI 作成。

### 3.8 PCT 国内段階移行

国内段階は、PCT において国際段階に続いて行う手続きであり、出願人が発明の保護を求める各国又は各広域へ PCT 国際出願を移行し手続きを進める。出願人が保護を求める国又は広域の特許庁は、指定官庁あるいは選択官庁（出願人が予備審査を請求した場合）と呼ばれる<sup>8</sup>。

#### 3.8.1 出願国別の PCT 国内段階移行件数

出願国別の PCT 国内段階移行件数を下の表に示す。なお出願国は、PCT 願書に最初に記載された出願人の国としている。

出願国別の PCT 国内段階移行件数	2002	2003	2004	2005	2006
米国	59,153	61,088	94,521	111,048	123,824
日本	23,779	27,340	42,310	53,350	63,363
ドイツ	25,889	26,279	36,221	39,944	43,611
オランダ	6,956	6,491	14,540	17,197	16,843
フランス	9,146	10,041	15,145	15,683	16,745
英国	10,340	10,214	13,654	14,812	14,981
スイス	5,575	6,142	9,980	12,064	12,415
スウェーデン	5,735	5,232	7,412	7,486	8,527
大韓民国	1,952	2,088	4,734	6,086	7,874
オーストラリア	3,055	3,089	5,498	5,664	6,477
イタリア	3,073	3,441	5,659	5,964	6,289
カナダ	1,961	1,989	5,696	5,605	6,219
フィンランド	2,830	3,035	4,216	4,487	4,958
デンマーク	1,699	1,705	2,940	3,253	3,537
ベルギー	1,464	1,580	2,368	2,864	3,508
イスラエル	1,096	1,213	2,924	3,010	3,194
オーストリア	1,286	1,330	1,860	2,223	2,365
中国	440	516	1,318	1,802	2,260
スペイン	887	978	1,530	1,731	2,124
ノルウェー	753	716	1,418	1,415	1,572

出典: WIPO 統計データベース

- > 2006 年に国内段階移行件数において最も高い前年比増加率を記録したのが、大韓民国 (+29.4%)、それに続いて中国 (+25.4%)、スペイン (+22.7%) の出願であった。

<sup>8</sup> PCT の国内段階に関する詳細は序文を参照。

### 3.8.2 指定官庁/選択官庁別の PCT 国内段階移行件数

指定官庁及び選択官庁別の PCT 国内段階移行件数を下の表に示す。

指定官庁/選択官庁別の PCT 国内段階移行件数	2002	2003	2004	2005	2006
欧州特許庁	52,493	61,488	65,227	67,948	74,223
日本	37,796	36,124	39,973	45,576	50,971
中国	22,657	23,354	32,689	40,133	48,200
米国	34,142	31,497	36,739	38,296	44,842
カナダ	27,348	25,786	26,056	28,369	30,536
大韓民国	17,868	16,972	21,660	24,761	27,212
オーストラリア	16,784	15,833	16,784	17,971	20,185
ブラジル	10,220	11,870	12,983	13,689	18,057
インド	7,049	7,717	10,671		
メキシコ	10,399	9,776	10,657	11,753	12,932
ロシア連邦	4,083	4,219	5,288	6,415	7,571
シンガポール	5,851		5,714	6,128	6,922
イスラエル	4,654	4,280	4,675	5,124	5,795
南アフリカ	4,452	4,894	5,221	5,554	5,781
ニュージーランド	4,440	4,097	4,272	4,477	4,494
ノルウェー	4,343	3,968	3,644	4,137	4,264
インドネシア	2,976	2,620	2,989	3,536	3,805
ドイツ	1,278	1,543	1,450	2,471	3,008
フィリピン		1,299	2,126	1,731	2,666
ウクライナ	1,001	1,299	1,423	1,750	2,102
英国	1,620	1,789	1,731	1,796	2,011
ユーラシア特許機構	1,122	1,130	1,320	1,502	1,867
ポーランド	3,443	3,177	4,961	4,356	443
ハンガリー	4,579	3,937	1,856	446	176
チェコ共和国	4,480	2,745	524	145	109

出典: WIPO 統計データベース

- > 指定官庁又は選択官庁としての特許庁で、2005 年と比較して移行件数が最も増加した上位 3 ヶ国は、ブラジル (+32%)、ドイツ (+22%)、中国 (+20%) であった。
- > チェコ共和国、ハンガリー、ポーランドの各国は、それぞれ 2002 年、2003 年、2004 年に欧州特許条約 (EPC) に加盟した。EPC の加盟各国において発明の保護を求める PCT 出願人は通常、各国の特許庁において国内段階に移行するか、欧州特許庁 (EPO) において広域段階に移行するかを選択することができる。その結果として、ヨーロッパ諸国の特許庁の中には、国内段階移行件数が相当と思われる件数より少なくなっている場合がある。
- > フランス、イタリア、オランダなど一部の EPC 加盟国においては、PCT 国内段階移行を行うことができない。従って、これら該当各国において発明の保護を求める PCT 出願人は、EPO において広域段階へ移行する必要がある。

## 4. 国際特許制度の実績

### 4.1 受理官庁

PCT 国際出願はまず受理官庁 (RO) に対して出願される。受理官庁の役割は国内又は広域官庁か、若しくは国際事務局が担う。2007 年は、110 の官庁が RO となっている。

#### 4.1.1 受理官庁上位 15

下の表に PCT 国際出願件数が多い受理官庁上位 15 を示す。付属文書の統計表には、110 の RO 全てについての 2007 年 PCT 国際出願件数が示されている。

受理官庁	2003	2004	2005	2006	2007	2007 年の割合
米国	41,312	43,660	47,224	51,797	52,969	33,4%
日本	17,096	19,850	24,290	26,421	27,230	17,2%
欧州特許庁	15,867	18,548	21,254	23,383	26,332	16,6%
国際事務局	6,514	7,040	7,940	8,674	8,916	5,6%
大韓民国	2,942	3,565	4,690	5,918	7,138	4,5%
英国	5,532	5,341	5,171	5,187	5,605	3,5%
中国	1,165	1,592	2,437	3,827	5,456	3,4%
フランス	3,868	3,741	3,923	3,861	3,363	2,1%
カナダ	2,037	1,889	1,974	2,143	2,393	1,5%
ドイツ	4,282	2,816	2,325	2,329	2,329	1,5%
スウェーデン	2,097	2,053	2,050	2,123	2,272	1,4%
オーストラリア	1,727	1,843	1,978	2,011	2,023	1,3%
イスラエル	1,122	1,191	1,401	1,512	1,649	1,0%
オランダ	950	924	993	1,001	1,042	0,7%
フィンランド	997	1,007	1,056	1,014	1,039	0,7%
その他	7,694	7,569	8,027	8,381	8,642	5,5%
合計	115,202	122,629	136,733	149,582	158,400	100%

出典: WIPO 統計データベース

- > 上位 3 位までの RO における PCT 国際出願件数が、2007 年の出願件数全体の 2/3 を占めている。
- > 2007 年、PCT 国際出願件数が最も急速に増加した RO は、中国 (+42.6%)、大韓民国 (+20.6%)、及び欧州特許庁 (+12.6%) であった。

#### 4.1.2 受理官庁としての国際事務局に対する国際出願の送付

出願人の国籍又は居住国、出願言語などの理由によって、受理が不可能な受理官庁に対して出願された PCT 国際出願は、RO として機能する国際事務局に送られ、受理されたとみなされる<sup>9</sup>。2007 年は、その年の PCT 国際出願全件数の 0.7% に当たる 1,131 件が、RO としての国際事務局に送付された。

<sup>9</sup> PCT 規則第 19.4 による送付。

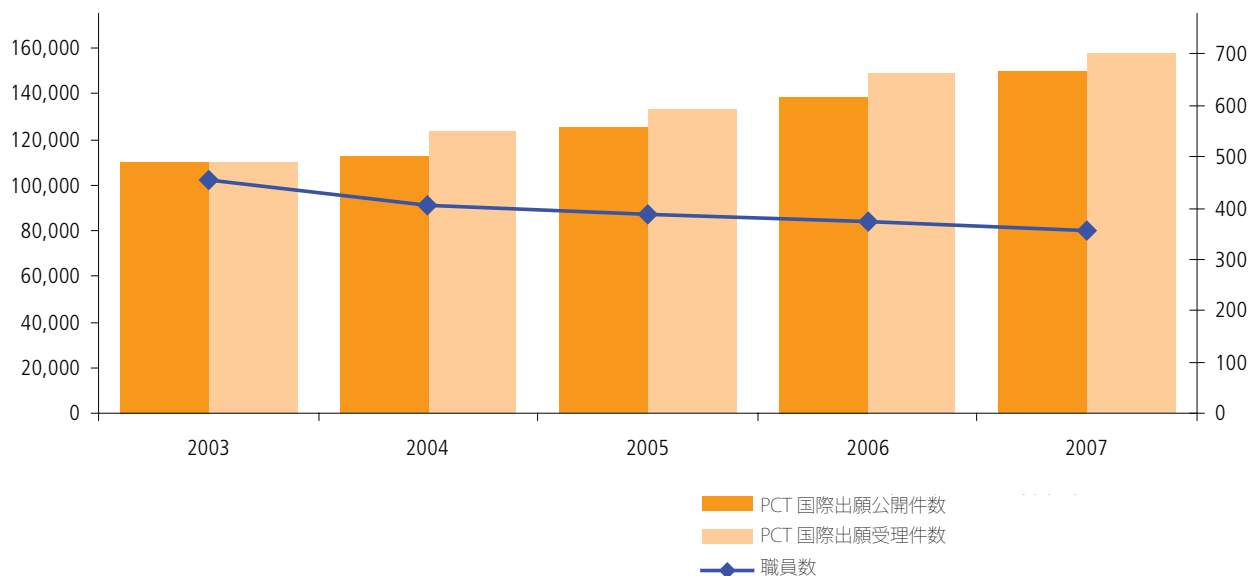
## 4.2 国際事務局

国際事務局 (IB) は、PCT 制度における国際段階の管理業務を担当している。

### 4.2.1 PCT 事業の作業量及び職員

全 PCT 締結国からの出願に対し RO として業務を行う他に、WIPO は事業部門において、全世界の RO に対して出願された全ての PCT 国際出願に関する特定の手続き業務も行っている。この手続き業務の主なものは、PCT 国際出願の方式審査、要約と発明の名称の翻訳及び公開である。

#### PCT事業の作業量及び職員



出典: WIPO 統計データベース

	2003	2004	2005	2006	2007	2003年からの変動率
PCT 国際出願受理件数	110,282	123,415	133,545	148,772	157,740	43%
PCT 国際出願公開件数	109,995	112,550	125,310	138,740	150,075	36%
職員数	455	407	388	375	357	-22%

出典: WIPO 統計データベース

- > 過去5年間で、IBが受理したPCT国際出願件数は43%増加しているのに対し、PCT国際出願の手続きを担当する職員数は22%減少している。
- > IBが受理したPCT国際出願件数が出願公開件数と異なっているが、これは国際出願がIBによる受理から通常6ヶ月後に公開されるためである。

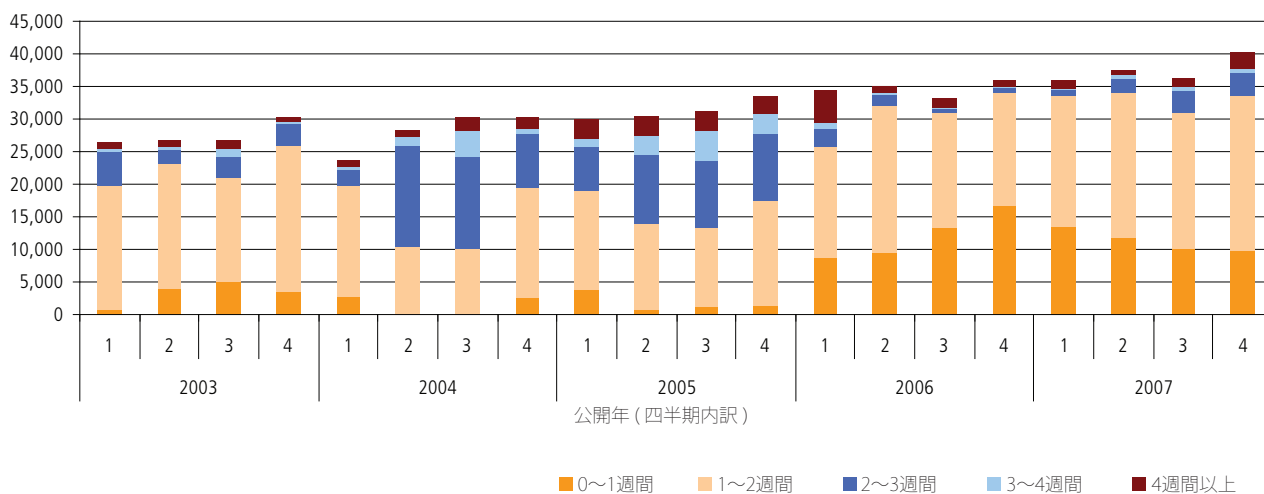
## 4.2.2 公開及び再公開時期の的確性

PCT 国際出願及び関連文書は、出願人による国際出願の早期公開請求がない限り、若しくは取下げられるか取下げられたと見なされない限り、優先日から 18 ヶ月経過後に公開される。公開時期になると、国際調査報告 (ISR) をまだ利用することができない場合には国際事務局が PCT 国際出願の公開を行い、ISR の受領後に再度、国際出願の一部と ISR を公開する。

### ■ 公開

下のグラフは、優先日から 18 ヶ月経過後の PCT 国際出願に関する、国際事務局による公開時期の的確性を示したものである。

#### 国際事務局によるPCT国際出願の公開時期の的確性

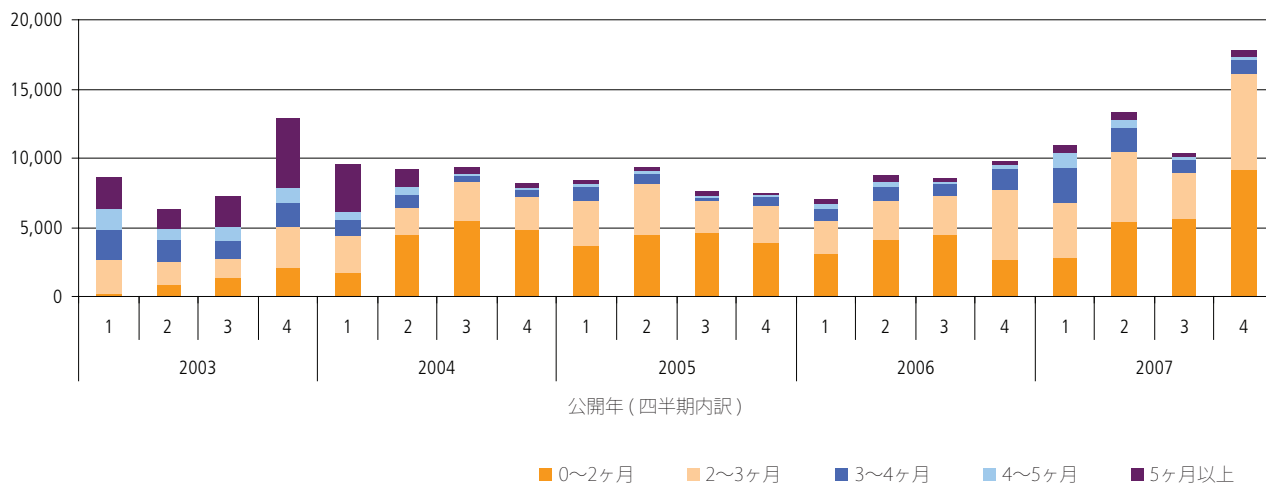


> 2007 年には、PCT 国際出願の 88% が、優先日から 18 ヶ月経過後 2 週間以内に、95% が 3 週間以内に、96% が 4 週間以内に公開されている。

## ■ 再公開

下のグラフは、公開時に ISR をまだ利用することができなかった出願に関し、国際事務局が ISR と共に再公開した時期の的確性を示したものである。

### 国際事務局によるISR付きPCT国際出願の再公開時期の的確性



> 2007 年は、44% が ISR 受領後 2 ヶ月以内に、80% が 3 ヶ月以内、93% が 4 ヶ月以内に国際事務局により再公開されている。

### 4.2.3 翻訳及び専門用語

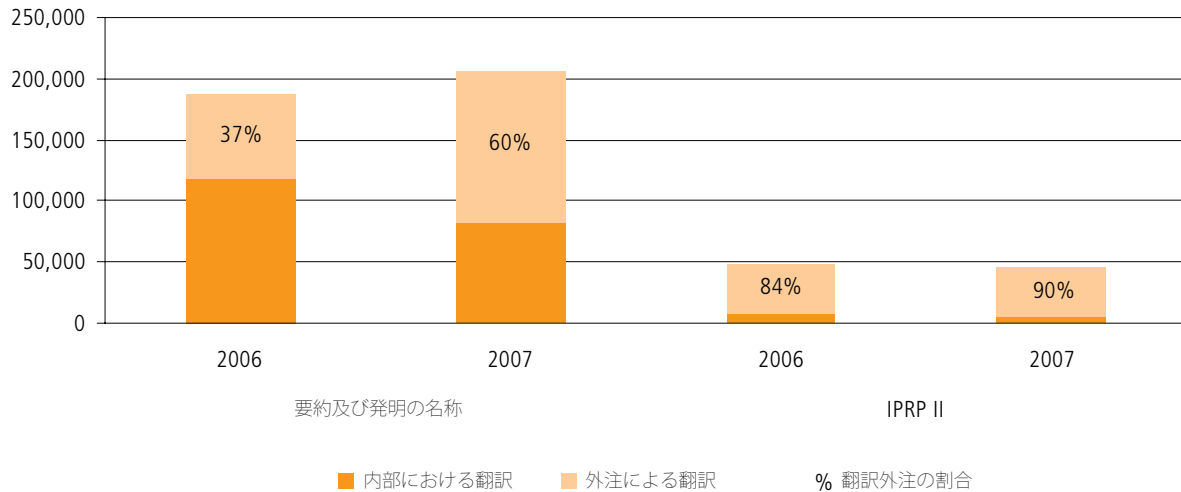
PCT 国際出願に含まれる技術情報に対する出願当初の言語以外の言語による閲覧を可能とし、特許システムの開示機能を強化するために、国際事務局は翻訳分野に力を入れている。この目的を達成するため、国際事務局は PCT 国際出願の要約、発明の名称、図面内のテキストを英語とフランス語に翻訳し公開している。さらに ISR 及び IPRP II を英語に翻訳し公開している。2007 年に国際事務局が作成した翻訳は、要約がおよそ 206,000、IPRP II がおよそ 45,000、ISR がおよそ 2,000 件であった。

北東アジア諸国で出願が増加し続けている傾向を考慮し、国際事務局は当該地域の言語で記載された情報の把握を可能とするために、必要な人的及び技術的資源の強化を重点課題としている。

国際事務局は、内部における適正な量の翻訳と外注による翻訳の組み合わせによって翻訳作業に対処しているが、増加し続ける翻訳作業に対応するため外注に大きく依存している。2007 年下半期に外注先の翻訳代理店が増加したことから、2007 年には外部における翻訳の品質を維持するための管理及び評価手法が導入された。国際事務局はその他の言語関連の各製品やサービスを開発し、特許制度において及び公衆に対して利用可能にする取り組みを行っており、品質管理手法はこれらの言語関連の各製品やサービスにも大きな影響を与えられられる。

下のグラフは、2007 年における国際事務局が行った内部翻訳と外注による翻訳の割合を示したものである。

## 翻訳作業の割合



出典: WIPO 統計データベース

国際事務局は翻訳作業過程における情報技術の導入に一層力を入れると共に、多言語検索機能を PATENTSCOPE® 検索サービスへ統合することを視野に入れ、翻訳作業に新たな方針で取り組んでいる。PCT の公開言語全てが利用可能な多言語専門用語データベースの作成を目的として、専門用語に改めて重点が置かれた。2009 年にはこのデータベースに韓国語及びポルトガル語が加わり一層充実する予定である。数千の用語が専門用語データベースに既に登録されており、それらの用語は各国語情報検索システム及び PATENTSCOPE® 検索が提供する機械翻訳サービスの土台となる。



### 4.3 国際調査

各国際調査機関 (ISA) は、国際調査を実施するために PCT 同盟総会により選定される。2007 年には、12 の国内官庁又は政府間機関が国際調査機関として活動している。これらの機関は国際調査報告 (ISR) 及びISA の見解書を作成する。ISR には、請求の範囲に記載された発明に関連のあると認められる文献の列記 (先行技術)、発明の対象の分類、調査を行った分野、調査に使用された電子データベースが表示される。ISR 及び見解書は、PCT 国際出願が出願されてから通常 4~5 ヶ月後に ISA から出願人に送付される。

#### 4.3.1 国際調査機関 (ISA) 別の出願件数

下の表は、選択 ISA 別の国際出願件数を示したものである。

国際調査機関	2003	2004	2005	2006	2007	2007 年の割合
欧州特許庁	60,856	63,229	67,114	71,521	74,629	47,1%
米国	26,478	26,887	28,608	30,497	29,627	18,7%
日本	16,142	18,695	23,020	25,146	26,139	16,5%
大韓民国	2,595	3,211	4,230	6,669	10,175	6,4%
スウェーデン	3,518	3,400	3,381	3,190	3,155	2,0%
中国	1,225	1,650	2,482	3,890	5,524	3,5%
オーストラリア	2,249	2,503	2,737	2,750	2,821	1,8%
カナダ		840	2,103	2,313	2,500	1,6%
オーストリア	748	824	915	1,097	1,179	0,7%
スペイン	746	772	986	1,062	1,150	0,7%
ロシア連邦	641	616	723	805	778	0,5%
フィンランド			426	642	723	0,5%
合計	115,198	122,627	136,725	149,582	158,400	100%

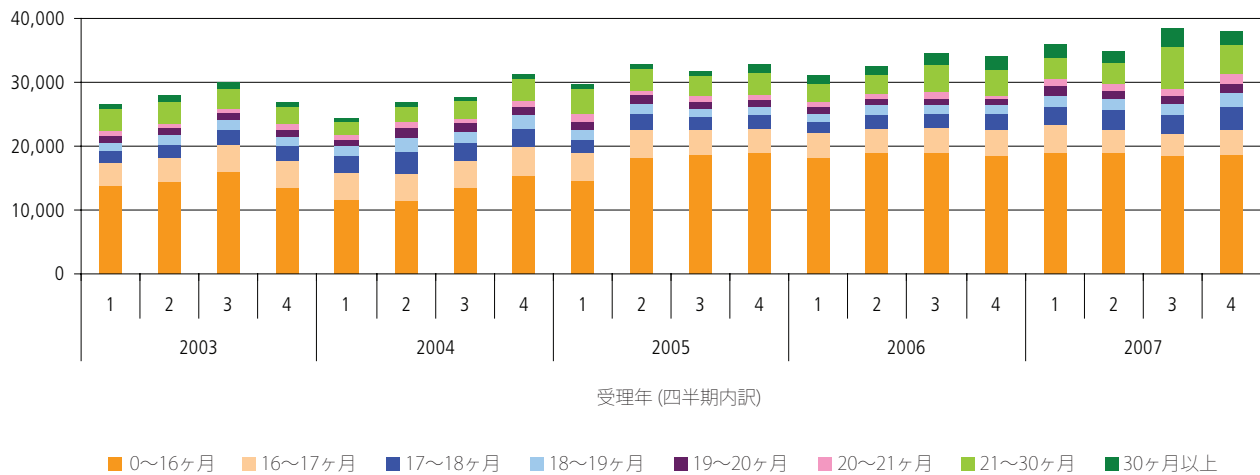
出典: WIPO 統計データベース

- > ISA として機能している特許庁のうち、2006 年に比べ最も大きな増加が見られたのは、大韓民国 (+87.5%)、中国 (+70.6%)、スペイン (+37.7%) であった。
- > 2006 年から、韓国知的所有権庁は、受理官庁としての米国特許商標庁に対して出願された PCT 国際出願の国際調査機関及び予備審査機関として機能している。

### 4.3.2 時期の的確性

下のグラフは、ISR が国際事務局に送付された時期の的確性を示している。

#### 国際調査報告が送付された時期の的確性



出典: WIPO 統計データベース

> 2007 年は、ISR の 51% が優先日から 16 ヶ月以前に、18% が 20 ヶ月以降に国際事務局に受理された。

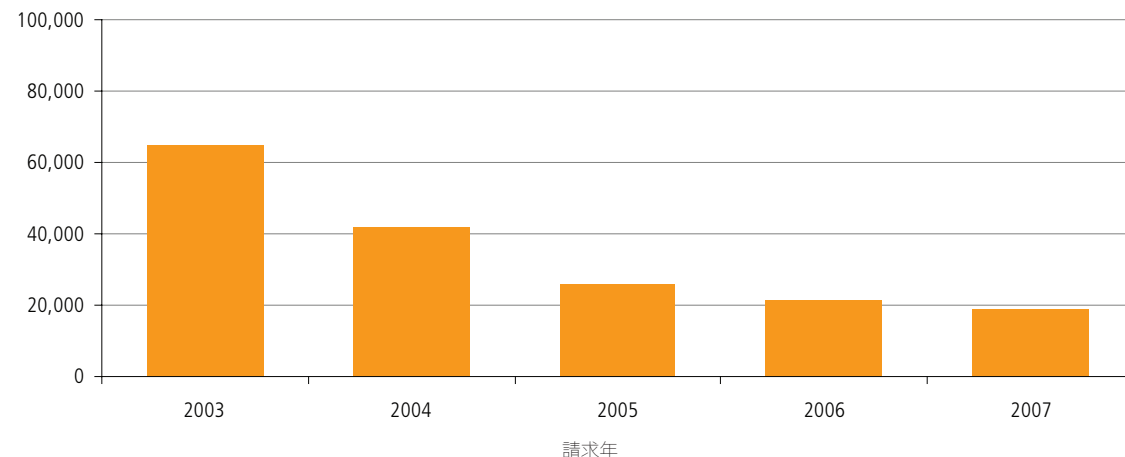
## 4.4 国際予備審査

国際予備審査機関 (IPEA) は、国際予備審査を実施するために PCT 同盟総会により選定される。2007 年には、12 の国内官庁又は政府間機関が IPEA として活動している。IPEA の責務は、出願人の請求に基づき予備的かつ拘束力のない見解である国際予備審査報告を作成し、その中で請求の範囲に記載された発明に関して、新規性や進歩性 (自明のものではないこと)、産業上の利用可能性についての見解を述べることである。2004 年 1 月 1 日より、この報告書は「特許性に関する国際予備報告 (PCT 第 II 章)」とも呼ばれている。

### 4.4.1 国際予備審査機関 (IPEA) 別の請求件数

下のグラフは、2003 年からの国際予備審査請求件数を示したものである。件数の減少は、2002 年 4 月に施行された国内移行期限の変更、及び、2004 年から全ての PCT 国際出願に対して国際調査報告と共に国際調査機関の見解書が作成されるようになったことに起因する。

#### 国際予備審査の請求動向



出典: WIPO 統計データベース

下の表に、審査機関ごとの国際予備審査請求件数を示す。

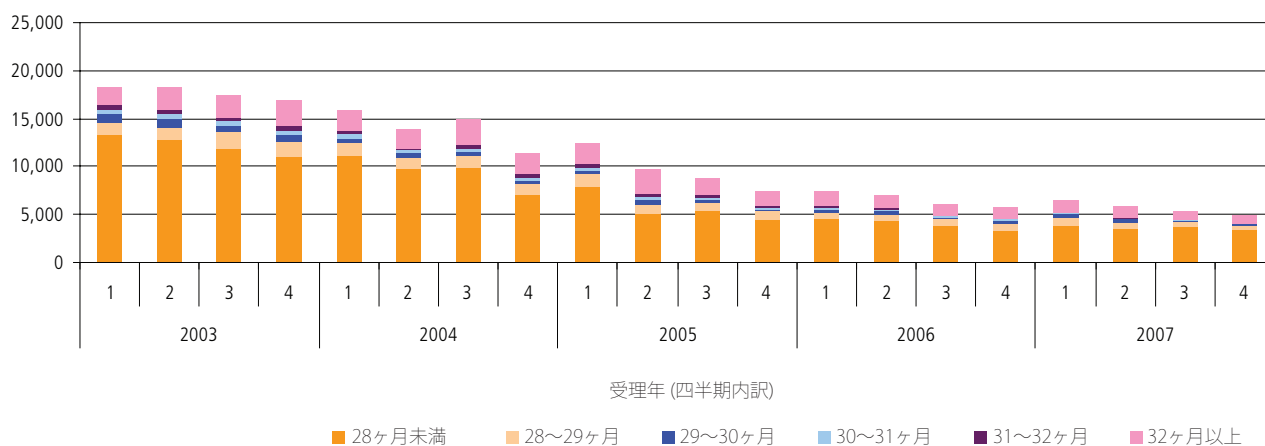
国際予備審査機関	2003	2004	2005	2006	2007	2007年 の割合
欧州特許庁	31,474	21,662	13,886	11,621	10,566	55,3%
米国	20,176	11,564	5,545	3,778	2,611	13,7%
日本	6,810	4,208	2,526	2,580	2,583	13,5%
オーストラリア	1,693	1,249	1,036	969	879	4,6%
スウェーデン	2,617	1,617	986	687	667	3,5%
大韓民国	1,079	932	652	597	515	2,7%
カナダ		1	330	431	401	2,1%
中国	670	501	436	357	384	2,0%
フィンランド			4	126	153	0,8%
スペイン	8	129	128	110	127	0,7%
ロシア連邦	210	162	138	112	116	0,6%
オーストリア	239	150	160	113	98	0,5%
合計	64,976	42,175	25,827	21,481	19,100	100%

出典: WIPO 統計データベース

#### 4.4.2 時期の的確性

下のグラフは、IPER が国際事務局に送付された時期の的確性を示している。

##### 国際予備審査報告が送付された時期の的確性



出典: WIPO 統計データベース

> 2007 年は、63% の IPER を優先日から 28 ヶ月以前に、18% を 32 ヶ月以降に国際事務局が受理した。

## 5. PCT の電子化

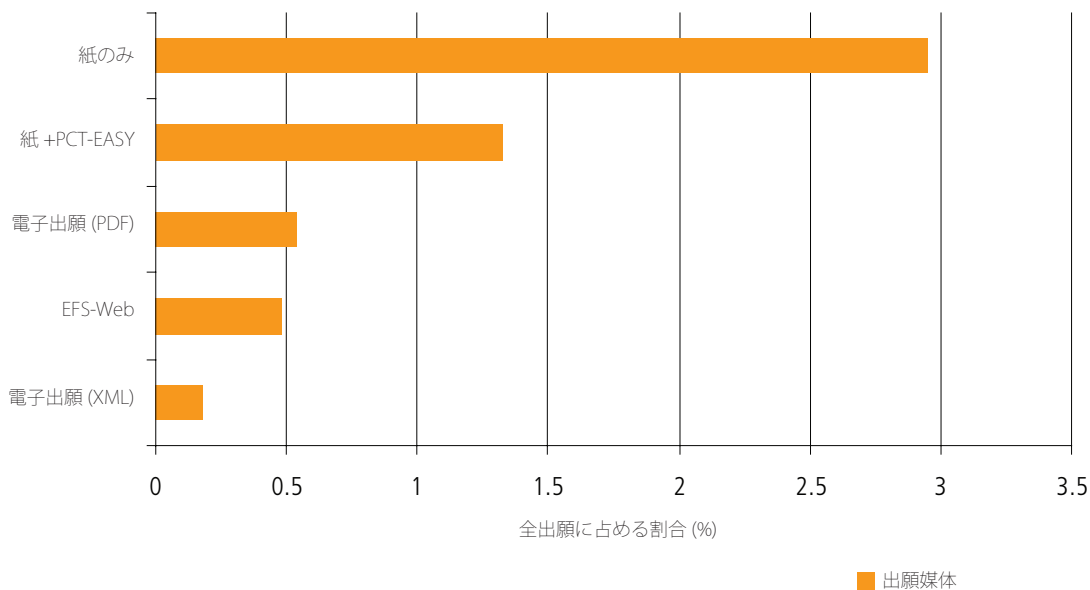
### 5.1 電子出願

2007 年は、国際出願全件のうち 52.5%が完全電子出願により行われた。そして、中国の特許庁が完全電子出願を受理すると発表したことにより、完全電子出願を受理可能な特許庁が 1 つ増え、総数 20 となった (3.4 項を参照)。紙及び電子出願媒体の組合せ (PCT-EASY) を加えると、2007 年の電子出願は PCT 全体の 67.2% を占めている。

電子出願の増加や、国際事務局が多くの PCT 文書を電子形式で受領することが、国際事務局が少ない人数でより効率的に業務を進めることに貢献していることは明白である (4.2.1 項を参照)。このような一般的な所見だけでなく、次のグラフに示すように、電子出願は国際事務局におけるその他の業務にも影響を与えている。

次のグラフに示されるように、2007 年に国際事務局で発生したデータ入力ミスのほとんどは紙のみの出願で発生している一方、XML 形式の出願においては同様のミスは最小限に抑えられている。

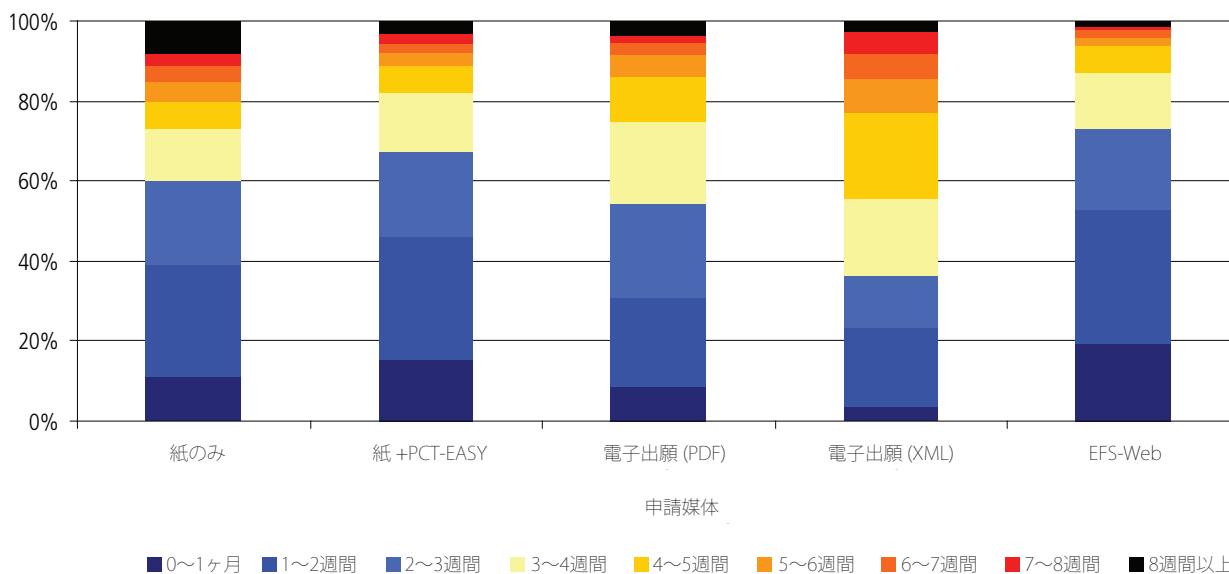
#### 入力ミスによる再公開



出典: WIPO 統計データベース

しかしながら次のグラフに示されるように、国際事務局による XML 出願の方式審査には、紙を含むその他の形式の出願よりも時間がかかっている。これは国際事務局の手順とシステムが様々な文書形式に対応できるよう設計されているものの、XML 形式に対してはいまだ最適化されていないことに起因している。しかしながら、これらの手順及びシステムさらに出願媒体の種類が、PCT 国際出願の公開適時性にマイナスの影響を与えているということはない。

## PCT 国際出願の出願媒体別の国際事務局による受領通知時期の的確性



出典: WIPO 統計データベース

### 5.2 国際事務局と官庁の電子データ交換

2007年より、USPTO から国際事務局へ送られる文書及びデータは全て電子的に送信及び処理されている。これにより国際事務局が受領する文書の80%が電子形式となり、紙文書をスキャンする必要が大幅に減少したため、業務効率を向上させることができた。

### 5.3 国際事務局内における PCT 国際出願の電子処理

2007年、国際事務局は次のとおり PCT 国際出願の完全電子処理をさらに活用している。

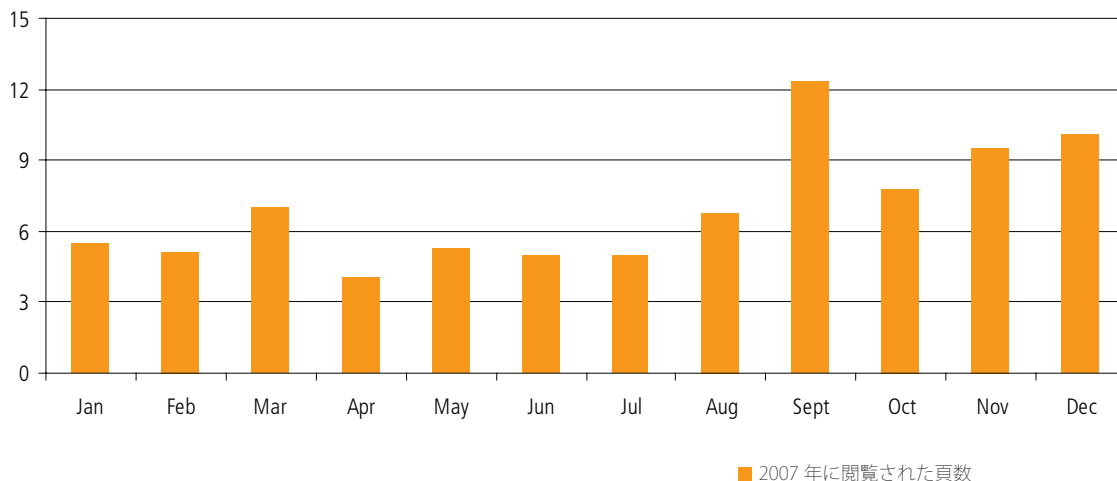
- 翻訳の電子業務管理を外注先にも適用。
- 出願人及び代理人への PCT に関する通知の電子的な送付を拡充するため、技術的な基礎構築を開始。

## 6. PCT 及び特許情報の普及

### 6.1 PATENTSCOPE® 検索サービス

PATENTSCOPE® 検索サービスにより、1978 年以降公開された 130 万件以上の PCT 国際出願に含まれる技術情報を利用することが可能である。

PATENTSCOPE® 検索サービスからの閲覧頁数（単位100万頁）



出典: WIPO 統計データベース

> インターネットの通信量は 2007 年 1 月から 12 月の間に 2 倍近くになった。

2007 年にはコンテンツを追加し、サービス機能を増加させ、利便性を向上させるため、PATENTSCOPE® 検索サービスに多くの機能拡張が行われた。主な変更点は次のとおりである。

- **1978 年まで遡るデータの全文検索** 2007 年 3 月 26 日から PATENTSCOPE® 検索サービスにおいて、1978 年から今日までの全データについて、アルファベット言語（英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語）による全文検索が可能となった。これに先立ち、請求の範囲や明細書については 1998 年以降のデータに限って全文検索が可能であった。全文検索では、英語又はフランス語、スペイン語、ドイツ語で出願された PCT 国際出願の公開された全文書（書誌事項、請求の範囲、明細書を含む）が対象となる。このように請求の範囲及び明細書がさらに 20 年遡って検索できるようになったことにより、表紙の書誌事項のみを検索する方法に比べ、利用者はより精度の高い検索結果を得られるようになった。
- **検索可能な PCT 国内段階データ** 2007 年 5 月より、PCT 国内段階移行情報に基づく検索が 30 ヶ国で可能になった（最新の追加データは EPO 及びチェコ共和国）。国内段階の国コード、出願番号、移行日、移行の保護の種類各項目により検索ができる。
- **国際調査機関の見解書に対する出願人による非公式コメント** 2004 年以降に行われた PCT 国際出願全てについて、国際調査機関の見解書に対する出願人による非公式コメントが、PATENTSCOPE® 検索サービスで利用可能となった。ただし、これらの文書は優先日から 30 ヶ月経過後に初めて利用可能となる。
- **PCT 文書の新表示** PCT 文書の表示が拡張され、公式に公開された PCT 国際出願を検索し特定するのが容易になった。また、この変更は異なる文書形式（PDF、HTML、ZIP など）を表示するために、より操作しやすくすることも目的としている。

- **配列リストの公開に関する変更** すべての配列リストが、出願媒体の違いに関わらず同じ方法で取り扱われるようになった。配列リストは、PATENTSCOPE® 検索サービスの文書タブ内及び配列リスト専用ページにおいて別文書として公開される。また、配列リスト専用ページからダウンロードが直接できる<sup>10</sup>。この変更により、配列リスト公開の信頼性と一貫性そして完全性が向上した。
- **PATENTSCOPE® 検索サービスの新機能「Technology Focus」** PATENTSCOPE® 検索サービスと関係付けされているこの機能を使用すると、技術レポートや最近公開された PCT 国際出願に対する設定済みの検索により、代表的な技術分野における進展状況を簡単に表示することができる。技術分野は公益性及び政策の代表的な分野との関連性に基づき選択される (例: エネルギー、繊維、伝統薬など)。検索用語はその技術的な対象に関する国際特許文献に基づいたものが主に使用されている。同一の技術分野内で検索をする場合、利用者は関連するキーワードを入力することにより、検索の範囲を狭めることができる。
- **PATENTSCOPE® 用語集の拡充** 2007 年 3 月 28 日以来、PATENTSCOPE® 用語集は大量の用語を新規に登録し拡充している。この用語集は、PATENTSCOPE® 検索サービスに関連する用語の解説を利用者に提供している。

## 6.2 PCT 利用者のためのインターネット上の新情報

2007 年 1 月より、次の各情報が新たに利用できるようになった。

- 2007 年 4 月 1 日に施行された PCT 規則改正に対応するための実用的な情報を、出願人に提供する短編動画。この短編動画は中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、ロシア語、スペイン語の 8 ヶ国語で視聴が可能である。
- 2007 年 4 月 1 日に導入された編集可能な PCT 願書及び国際予備審査の請求書様式。この願書及び請求書様式は標準的な印刷可能 PDF フォーマットが使用され、英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、スペイン語、アラビア語で作成されている。
- 7ヶ国語によるセミナー用資料 (中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、スペイン語)。

## 6.3 総合的な特許統計

2007 年には WIPO が編集する特許統計に関し、次のような各種拡充が行われた。

- PCT 及び、各国に対して直接行われている特許活動について幅広い統計が記載されている 2007 年版 WIPO 特許レポート<sup>11</sup> では、技術分野毎の活動を記載する部分が新規に追加され、特許手続きや特許のライフサイクルに関する統計にも改善が加えられた。また WIPO は、WIPO 統計データベースにおける統計の質の向上も行い、特に、精度の高い長期的統計を提供できるようになった。
- 実用新案に関する追加の総合統計を WIPO の工業所有権に関する統計ウェブページ<sup>12</sup>で公開した。実用新案の出願件数、登録件数及び現存権利件数を居住国別もしくは出願ルート別 (PCT 又は直接出願) に集計した実用新案分野に関する年次統計は、現時点で 2006 年まで利用可能となっている。

<sup>10</sup> <http://www.wipo.int/pctdb/en/sequences/>

<sup>11</sup> <http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/patents/>

<sup>12</sup> <http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/models/>

## 7. 法的枠組みに関する進展

### 7.1 2007年に施行された改正及びその他の進展

#### 7.1.1 PCT 規則改正

2005年及び2006年10月にPCT同盟総会において多くのPCT規則改正が採択され、2007年4月1日に施行された。改正に関する事項は次のとおりである。

- PCT 国際出願の欠落要素及び欠落部分
- 優先権の回復
- 明白な誤記の訂正
- PCT 最小限資料への大韓民国の特許文献の追加
- 国際機関の品質管理制度及び内部の検査体制に関連した、国際調査機関及び国際予備審査機関の最小限の要件
- OCR 対応を目的とした PCT 国際出願の様式上の要件の変更
- PCT 国際出願における、言語関連の要件の明確化

#### 7.1.2 その他の進展

2007年10月、PCT同盟総会は次の事項を決定した。

- ブラジル国立工業所有権機関及びインド特許庁を、国際調査機関及び予備審査機関に選定した。この選定は当該各官庁と国際事務局間で必要な取決めが締結され次第有効となる。この2官庁は第14番目及び第15番目の国際調査機関及び予備審査機関となる。
- 現在国際機関となっている13機関全てを今後10年間の任期で再度選定した。<sup>13</sup>
- PCT リフォーム委員会及びPCT リフォーム・ワーキンググループによる作業が完結し、同委員会及びワーキンググループの活動を終了することを決定した。PCT 同盟総会における議論が必要な事項が生じた場合は、総会へ直接提案するのではなく、新たなワーキンググループを召集し準備作業を行うという提案が承認された。

### 7.2 2008年に施行されるPCT 規則改正

2006年10月に、PCT同盟総会は北欧特許機構(コードXN)をPCTにおける国際調査機関(ISA)及び国際予備審査機関(IPEA)に選定した。

- 受理官庁としてのデンマーク特許商標庁、アイスランド特許庁、ノルウェー特許庁に対して出願されるPCT国際出願に関し、北欧特許機構が2008年1月1日からISA及びIPEAとしての機能を開始する旨をWIPOに通知した。また北欧特許機構は、デンマーク、アイスランド、ノルウェーの国民又は居住者により国際事務局に対して出願される全てのPCT国際出願についても、管轄することになる。同機構はPCTにおける第13番目の国際機関となる予定である。

<sup>13</sup> 2007年に機能している調査・審査機関は12である(7.2項を参照)



2007年10月にPCT同盟総会において多くのPCT規則改正が採択され、2008年7月1日に施行される予定である。改正に関する事項は次のとおりである

- 国際調査を補助するため、ISAとして活動している官庁以外の官庁が先に実施した調査の結果を使用する
- 優先権の回復に関する手数料の支払い期限を受理官庁が延長することを承認する
- 取下げられたと見なされるPCT国際出願(国際公開のための技術的準備の完了前に、明確な取下げ通知を国際事務局が受理した場合に限り、国際公開が確実に回避できることを明確化)

### 7.3 2009年に施行されるPCT規則改正

次の各改正は2009年1月1日に施行される予定である。

- 新制度「補充国際調査」の導入は、出願人が請求すればISAが実施する第一国際調査に加え、第一の調査を実施したISA以外の国際機関による1つ又は複数の補充的な国際調査を受けることを可能にする制度である。この制度は、特に第一国際調査を実施する国際機関が効率的に調査できない言語により記載された文書の調査など、国際段階において、より完全な先行技術の全体像が得られることを目的としている。補充調査サービスを提供するか、また提供する場合の条件については、ISAの自由意志で決定される。ただし、この補充調査は最低1つのISAが当該サービスの提供に対応できるようになるまで、実質的な利用を開始することはできない。
- PCT規則48.3に基づき、「公開言語」に韓国語及びポルトガル語の2言語を追加した。本改正は2009年1月1日以降の国際出願に対して適用される。

### 7.4 2007年に開催されたPCT同盟総会以外の会合

#### 7.4.1. PCT国際機関会合

TPCT国際機関会合が2007年2月5日から7日までジュネーブで開催された。この会合で議論された事項は次のとおりである<sup>14</sup>。

- 国際機関及び国際事務局間の個別取決めの基本となる、取決めの新しいひな型
- 提案されたPCT国際調査及び予備審査ガイドラインへの各修正
- 全ての国際機関から提出された品質管理制度に関する報告
- 先の国内調査に基づいた国際調査報告を出願人が請求できることを認める提案
- 第一国際調査に加え、参加を表明した国際調査機関による補充的な調査が行えるようにする補充調査制度を創設する提案
- 国際調査及び国際予備審査に必要な図面規格
- PCT最小限資料の見直しを再開

<sup>14</sup> これら事項の一部については後に2007年10月に開催されたPCT同盟総会でも議論された。

#### 7.4.2 優先権書類デジタルアクセスサービス・ワーキンググループ

優先権書類のデジタルアクセスサービスの第1回専門ワーキンググループが2007年2月7日から9日までジュネーブで開催された。ワーキンググループでは、基本原則が承認され、可能な手順について議論が行われた。これらに基づき、デジタルライブラリで優先権書類を利用可能とすることでパリ条約の要件を満たすシステムを、国際事務局が設立する。このシステムは、第2国への出願の際に各官庁へ認証された謄本を出願人が提出する要件に代わるものである。

#### 7.4.3 PCT リフォーム・ワーキンググループ

第9回PCTリフォーム・ワーキンググループが2007年4月23日から26日までジュネーブで開催された。ワーキンググループは、次回PCT同盟総会への提出及び同総会における検討を前提として、提案された規則改正を承認した。

### 7.5 PCT 研修

2007年には、PCT法律部がPCT制度の利用及びメリット、同制度の推進、加盟に関する95の推進活動を開催、企画、又は/及びこれに参加した。この活動は英語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ヘブライ語、韓国語、ロシア語、スペイン語で実施された。

また、この推進活動が開催された各国は次のとおりである。ベラルーシ、ベルギー、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、中国、コロンビア、クロアチア、フランス、デンマーク、ドミニカ共和国、エルサルバドル、フィンランド、ガボン、ドイツ、英国、グアテマラ、ホンジュラス、イスラエル、イタリア、大韓民国、マレーシア、メキシコ、ノルウェー、ロシア連邦、シンガポール、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、タンザニア、チュニジア、ウクライナ、米国。

## 8. 統計表

下の表は、2007 年に出願された PCT 国際出願件数及び、2006 年の PCT 国内段階移行件数を官庁別及び出願国別に示したものである。PCT 国際出願上位 15 ヶ国及び受理官庁上位 15 については、予想値となっている (3.1 及び 4.1.1 項を参照)。そのため下表に示されている数値は変更される場合がある。<sup>15</sup>

欧州特許条約 (EPC) の加盟各国において発明の保護を求める PCT 出願人は、通常、各国の官庁で国内段階に移行するか、又は、欧州特許庁 (EPO) において広域段階に移行するかを選択することができる。その結果として、ヨーロッパ諸国の特許庁の中には、国内段階移行件数が相当と思われる件数より少なくなっている場合がある。ただし、フランス、イタリア、オランダなど一部の EPC 加盟国においては、PCT 国内段階移行を行うことができない (第 10 項を参照)。従って、これら該当する各国において発明の保護を求める PCT 出願人は、EPO において広域段階へ移行する必要がある。

下表の見方について一例を挙げると、アルジェリア特許庁は 2007 年に 11 件の PCT 国際出願を受理、2006 年に 564 件の国内段階移行を受理している。一方アルジェリアを出願の国元とする PCT 国際出願件数は 2007 年に全世界で 12 件、同国を出願の国元とする国際出願の 2006 年の国内段階移行件数は 3 件であった。

名称	コード	2007 年 PCT 国際 段階出願件数		2006 年 PCT 国内段階 移行件数	
		受理官庁別 件数	出願の国元 別件数	指定/選択官 庁別件数	出願の国元 別件数
アフリカ知的所有権機関	OA	1			
アルジェリア	DZ	11	12	564	3
アンドラ	AD		3		2
アンティグア・バーブーダ	AG				3
アルゼンチン	AR		31		45
アルメニア	AM	3	4	1	
オーストラリア	AU	2'023	2'071	20'185	6'477
オーストリア	AT	577	1'000	465	2'365
アゼルバイジャン	AZ	7	7		
バハマ	BS		38		31
バルバドス	BB		168		303
ベラルーシ	BY	6	10	148	2
ベルギー	BE	130	1'117		3'508
ベリーズ	BZ		1	36	8
ボリビア	BO		1		2
ボスニア・ヘルツェゴビナ	BA	11	13	160	
ブラジル	BR	378	394	18'057	573
ブルガリア	BG	26	29	40	30
ブルンジ	BI		1		
カメルーン	CM		1		2
カナダ	CA	2'393	2'827	30'536	6'219
チリ	CL		17		18
中国	CN	5'456	5'470	48'200	2'260

<sup>15</sup> 序文の「統計の基礎データ」を参照

<sup>16</sup> EPC 加盟国については 10 項を参照

名称	コード	2007年 PCT国際 段階出願件数		2006年PCT 国内段階 移行件数	
		受理官庁別 件数	出願の国元 別件数	指定/選択官 庁別件数	出願の国元 別件数
コロンビア	CO		45		6
クック諸島	CK		1		
コスタリカ	CR	2	3		8
クロアチア	HR	59	79	98	56
キューバ	CU	22	22		29
キプロス	CY	5	74		54
チェコ共和国	CZ	119	129	109	251
朝鮮民主主義人民共和国	KP	2	2	54	
デンマーク	DK	752	1'172	37	3'537
ドミニカ共和国	DO	2	2		
エクアドル	EC	4	2		4
エジプト	EG	42	40		19
エルサルバドル	SV				1
エストニア	EE	25	29	2	11
ユーラシア特許機構	EA	10		1'867	
欧州特許庁	EP	26'332		74'223	
フィジー	FJ		1		
フィンランド	FI	1'039	1'994	73	4'958
フランス	FR	3'363	6'523		16'745
ガボン	GA				1
グルジア	GE	6	8	261	7
ドイツ	DE	2'329	17'889	3'008	43'611
ガーナ	GH	1			
ギリシャ	GR	65	86		138
グアテマラ	GT		2		
香港、中国	HK		1		60
ハンガリー	HU	130	161	176	543
アイスランド	IS	26	51	329	70
インド	IN	607	880		1'615
インドネシア	ID	5	9	3'805	2
国際事務局	IB	8'916			
イラン・イスラム共和国	IR		3		6
イラク	IQ		1		
アイルランド	IE	125	393		1'070
イスラエル	IL	1'649	1'719	5'795	3'194
イタリア	IT	924	2'911		6'289
日本	JP	27'230	27'732	50'971	63'363
ヨルダン	JO		22		
カザフスタン	KZ	14	14		6
ケニア	KE		4	30	4
クウェート	KW		3		1
キルギス	KG	1	2		2

名称	コード	2007年 PCT国際 段階出願件数		2006年PCT 国内段階 移行件数	
		受理官庁別 件数	出願の国元 別件数	指定/選択官 庁別件数	出願の国元 別件数
ラトビア	LV	6	21	20	16
レバノン	LB		2		6
リビア・アラブ・ ジャマーヒリーヤ	LY				1
リヒテンシュタイン	LI		67		166
リトアニア	LT	10	13	24	7
ルクセンブルク	LU		155		474
マダガスカル	MG			39	
マレーシア	MY	93	105		42
マルタ	MT		13		5
マーシャル諸島	MH				1
モーリシャス	MU		9		4
メキシコ	MX	157	182	12'932	263
モナコ	MC		7		32
モンゴル	MN			101	
モロッコ	MA	13	18		
ナミビア	NA		2		2
オランダ	NL	1'042	4'165		16'843
ニュージーランド	NZ	390	395	4'494	974
ナイジェリア	NG		1		
ノルウェー	NO	460	596	4'264	1'572
その他	XX		209		15'175
パキスタン	PK		4		
パナマ	PA		12		10
パプアニューギニア	PG				1
ペルー	PE		2		
フィリピン	PH	17	18	2'666	20
ポーランド	PL	88	102	443	162
ポルトガル	PT	51	90	1	144
大韓民国	KR	7'138	7'066	27'212	7'874
モルドバ共和国	MD	5	4	7	
ルーマニア	RO	24	29	35	29
ロシア連邦	RU	654	647	7'571	643
セントクリストファ ー・ネーヴィス	KN		2		
セントビンセントお よびグレナディーン諸島	VC				1
サンマリノ	SM	2	20		
サウジアラビア	SA		43		27
セネガル	SN		1		
セルビア	RS	21	23		6

Name	Code	PCT International Phase Filings in 2007		PCT National Phase Entries in 2006	
		At Receiving Office	By Country of Origin	At Designated / Elected Office	By Country of Origin
セルビア・モンテネグロ (旧ユーゴスラビア)	YU		1		6
セーシェル	SC		6		10
シンガポール	SG	443	533	6'922	648
スロバキア	SK	34	38	59	58
スロベニア	SI	47	86		92
南アフリカ	ZA	87	405	5'781	274
スペイン	ES	984	1'290	75	2'124
スリランカ	LK		7		2
スーダン	SD	4	4		
スウェーデン	SE	2'272	3'646	67	8'527
スイス	CH	649	3'728	13	12'415
シリア・アラブ共和国	SY	2	2		
マケドニア旧ユーゴ スラビア共和国	MK	4	5		2
タイ	TH		5		12
トリニダード・トバゴ	TT	1	1	536	
チュニジア	TN	4	7		3
トルコ	TR	150	355	182	303
ウクライナ	UA	79	93	2'102	38
アラブ首長国連邦	AE		18		32
英国	GB	5'605	5'610	2'011	15'100
タンザニア連合共和国	TZ				1
米国	US	52'969	53'147	44'842	123'824
ウルグアイ	UY		5		2
ウズベキスタン	UZ			168	
ベネズエラ	VE		4		3
ベトナム	VN	3	6		
ジンバブエ	ZW				2

## 9. 用語集

以下の用語集は PCT 及び PATENTSCOPE® 用語集 からの抜粋である。<sup>17</sup>

### 出願人

ある発明について、最初かつ真の発明者又はその譲受人として権利を請求する者を指す。出願人は 1 名又はそれを上回る場合がある。米国においては、出願人は発明者でなくてはならない。PCT 国際出願については、出願人の少なくとも 1 人は、PCT 締約国の国民か居住者である自然人又は法人でなくてはならない。出願人が譲受人又は所有者として認識されている場合もある。

### PCT 第 I 章

国際出願、国際調査、国際調査機関の見解書の作成、国際出願の国際公開を規定すると共に、国際出願及び関連文書の指定官庁への送付について定めている PCT の章。

### PCT 第 II 章

任意の国際予備審査手順を規定すると共に、国際予備審査報告及び特定の関連文書の選択官庁への送付について定めている PCT の章。第 II 章への移行は出願人の請求に基づき行われる。請求が行われない場合、出願は第 II 章へ移行しない。

### 国際予備審査の請求書

国際出願に関する国際予備審査の実施を求めて出願人が提出する請求書 (様式 PCT/IPEA/401 による)。国際予備審査の請求書には、出願人、代理人及び請求された国際出願、さらに審査において検討されるべき要素が示される。

### 指定官庁

PCT 第 I 章に基づき、国際出願において指定された国の、又は、当該国のために行動する国内官庁若しくは広域官庁。

### 指定国

発明の保護を求める国として、国際出願に示される PCT 締約国。

### 選択官庁

出願人が国際予備審査の結果を利用することを意図する国として PCT 第 II 章に基づき選択した国の、又は、当該国のために行動する国内官庁若しくは広域官庁。

### 審査

知的所有権庁の職員 (一般には特許審査官) が、特許の付与可能性を判断するために行う精査。特許を審査し、発明における新規性や進歩性 (自明のものではないこと) の有無、産業上の利用可能性 (有用性)、及びその他の基準への適合性を判断する。

### 国際出願

「PCT 国際出願」の項を参照。

### 国際機関

PCT に定められる特定の責務を遂行する機関。

<sup>17</sup> <http://www.wipo.int/pct/en/texts/glossary.html> および <http://www.wipo.int/pctdb/en/glossary.jsp> で利用可能

## 国際事務局

世界知的所有権機関の国際事務局を指す。全締約国からの出願人に対する受理官庁としての責務に加え、国際事務局は世界の全ての受理官庁に対して出願された全ての国際出願に関する特定の手続き業務を行う。

## 国際出願日

国際出願が要件を満たしていると認められ、受理官庁により受理された日。

## 国際特許分類 (IPC)

国際特許分類は、全技術分野をセクションに分類、さらにクラス、サブクラス、グループに分けた階層構造となっている。この分類は言語に依存しないツールであり、「先行技術」に関する特許文献の検索には不可欠である。

## 国際段階

国際段階は主に次の 4 段階からなる手順である。

- (1) 国際出願の出願及び受理官庁による手続き
- (2) 国際調査機関による国際調査報告及び見解書の作成
- (3) 国際出願及び関連文書の国際公開及び、指定又は選択官庁への同文書の送付
- (4) 特許性に関する国際予備報告 (PCT 第II章) の作成により完了する任意の国際予備審査

## 国際予備審査

国際予備審査の目的は、予備的かつ拘束力のない見解である国際予備審査報告を作成し、その中で請求の範囲に記載された発明に関して、新規性や進歩性 (自明のものではないこと)、産業上の利用可能性についての見解を述べることである。

## 国際予備審査報告 (IPER)

出願人の請求に基づき国際予備審査機関が作成する、予備的かつ拘束力のない見解。請求の範囲に記載された発明に関して、新規性や進歩性 (自明のものではないこと)、産業上の利用可能性についての見解が記載される。2004 年 1 月 1 日より、この報告書は「特許性に関する国際予備報告 (PCT 第 II 章)」とも呼ばれている。

## 国際予備審査機関 (IPEA)

国際予備審査手続きを実施するために PCT 同盟総会により選定される機関 (国内官庁又は政府間機関)。IPEA の責務は、特許性に関する国際予備報告 (PCT 第 II 章) を作成することである。

## 特許性に関する国際予備報告 (PCT 第 I 章)

請求の範囲に記載された発明が特許性を備えているか否かに関する、予備的かつ拘束力のない報告書。この報告は、国際予備審査報告が作成されなかった、又は作成されない場合に、PCT 第 I 章に基づき、国際調査機関に代わって国際事務局が作成する。またこの報告書は基本的に、国際調査機関の見解書と同一の内容である。

## 特許性に関する国際予備報告 (PCT 第 II 章)

出願人の請求に基づき国際予備審査機関が作成する、予備的かつ拘束力のない見解。請求の範囲に記載された発明に関して、新規性や進歩性 (自明のものではないこと)、産業上の利用可能性についての見解が記載される。この報告書は前述の「国際予備審査報告」と同一である。

## 国際公開

「公開」の項を参照。



## 国際調査

国際調査の目的は関連する先行技術を発見し、調査を実施する国際調査機関による国際調査報告及び見解書を作成することである。

## 国際調査報告 (ISR)

国際調査機関が作成する報告書で、請求の範囲に記載された発明に関連があると認められる文献の列記 (関連する先行技術)、発明の属する分類、調査を行った分野、調査に使用された電子データベースが表示される。さらに発明の単一性に関する注釈も記載される場合がある。

## 国際調査機関 (ISA)

国際調査を実施するために PCT 同盟総会により選定される機関 (国内官庁又は政府間機関)。国際調査報告及び国際調査機関の見解書を作成する。

## 発明

発明又はイノベーションとは、新しい技術的思想と達成するための物理的手段の創作である。特許を受けるためには、発明は新規性及び進歩性 (自明のものではないこと) を有し、産業上利用可能でなくてはならない。

## 国内段階

PCT 手続きにおいて国際段階に続く段階で、出願人が発明の保護を求める各国又は各地域への PCT 国際出願の移行とその手続きからなる。

## 新規性調査

「特許性調査」と同義語。新規性調査は、発明の特許性に影響を与える可能性のある、特許文献及び非特許文献の発見を目的としている。この調査は、特許明細書を作成、出願する前に実施するよう出願人に対して推奨される調査であり、従って出願前調査とも呼ばれる。新規性調査の範囲は、技術水準調査で実施される調査より狭い。

## 特許

特許とは、特許権者の許諾によって、生産、使用、譲渡することができる発明が記された文書である。発明とは特定の技術的問題を解決する手段である。特許文献には通常、1 以上の請求の範囲、明細書、書誌事項 (出願人の氏名又は名称など) が記載されている。特許により付与される保護期間は限定されており (一般的に出願又は登録から 15 年~20 年間)、また、地域的にも国又は複数国に限定されている。特許は発明者と国との間に締結される取決めである。この取決めにより、特許権者は請求の範囲に記載された発明について、他者による生産、使用、譲渡を排除することができる。

## 特許出願

特許出願とは、出願に含まれる明細書に記載されている発明に対して特許権を取得するために、発明者によって提出される文書である。

## 特許協力条約 (PCT)

特許協力条約 (PCT) は、世界知的所有権機関 (WIPO) が管理する国際条約である。PCT は国際的な特許出願を促進する制度である。PCT により、「国際」特許出願を始めに 1 回出願するだけで、発明に関する特許保護を多くの国々 (PCT 締結国) で同時に請求することが可能になる。その後の特許権の登録は「広域段階」又は「国内段階」と呼ばれ、国内又は広域特許庁の管理下で行われる。

## 特許性調査

「新規性調査」と同義語。特許性調査は、発明の特許性に影響を与える可能性のある、特許文献及び非特許文献の発見を目的としている。この調査は、特許明細書を作成、出願する前に実施するよう出願人に対して推奨される調査あり、従って出願前調査とも呼ばれる。特許性調査の範囲は、技術水準調査で実施される調査より狭い。

## PATENTSCOPE®

特許関係のサービス及び取り組みにアクセスできる WIPO の情報窓口。このポータルサイトで PATENTSCOPE® 検索サービスを使用すると、1978 年の制度開始以来の全ての公開された国際特許出願に含まれている豊富な技術情報を無料で入手できる。2006 年 4 月以降、PATENTSCOPE® 検索サービスは、公開日にフルテキスト形式で国際出願を開示する正式な公開手段となっている。高性能かつ柔軟な検索インタフェースにより、該当する国際出願と関連情報の検索が可能である。

## PCT-EASY (電子出願システム)

出願人による PCT-EASY 出願用の願書様式作成を支援する PCT-SAFE ソフトウェアの一機能。PCT-EASY では、願書様式及び要約の電子データが物理媒体 (フロッピーディスクや CD-ROM) に保存され、かつ願書様式が紙に印刷される。そして、その他の国際出願書類と共に、当該出願を受け付ける受理官庁に出願する。

## PCT 国際出願

特許協力条約 (PCT) に基づき出願される発明の保護を求める出願。国際出願は願書、明細書、1 つ又はそれ以上の請求の範囲、1 つ又はそれ以上の図面 (必要に応じて) 及び要約で構成される。

## 先行技術

基準日以前に世界のいずれかの場所において書面による開示によって公衆が利用することができるようにされており、かつ、国際調査及び国際予備審査にあたり、請求の範囲に記載された発明が新規性を有するもの及び進歩性を有するもの(自明のものではないもの)と認められるかどうかを決定するに当たって役立ち得るすべてのもの。

## 優先権基礎出願

発明者が複数の国に対して特許出願する場合に最初の出願日が付された出願。パリ条約により、発明者は最初の国に出願してから、パリ条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国であるその他の国に出願する場合に、優先権 (最長 12 ヶ月) を主張することが可能である。

## 優先日

PCT において、優先日は優先権の基礎となる最初の出願の出願日を意味する。優先権の主張を伴わない出願の場合は、国際出願日が優先日となる。

## 公開

工業所有権情報の公開という場合に、「公開」及び「公開された」とは、通常は文書の内容を公衆が入手可能になるという意味で使用される。国内法に従って、特許文献は複数の公開レベルで公開される。公開レベルの詳細は WIPO 標準 ST.16. に記載されている。国際出願及びその関連文書は、出願人による国際出願の早期の公開請求がない限り、若しくは取下げられるか、取下げられたと見なされない限り、優先日から 18 ヶ月経過後に公開される。

## 受理官庁

国際出願が出願される国内官庁又は政府間機関若しくは国際機関であって、PCT 及びPCT規則の定めるところにより、国際出願を点検し及び処理する。

## 広域段階

複数の国において有効な特許を付与する権限を有する広域官庁を国が指定した場合に、国内段階に代わって移行する段階。国内段階と同様、広域段階も PCT 手続においては国際段階に続く段階である。

## 調査

調査は、当該発明の新規性や進歩性を判断するために必要と見なされるあらゆる文献を特定するために行われる。調査の種類は次のとおりである。

- (1) 使用する技術的手段別: マニュアル調査 (紙データ)、オンライン調査 (電子ファイル)、オフライン電子調査 (例: DVD データ) など。
- (2) 調査目的別: 技術水準調査、新規性調査、侵害調査など。
- (3) 使用する手段別: 分類検索、名称検索、見出し語 (キーワード) 検索、全文検索、テキストマイニングなど。

## 調査報告

工業所有権庁により、又は、工業所有権庁のために行われた技術水準調査の結果報告書で、特に請求の範囲に記載されている発明の新規性及び進歩性の判断に関連があると見なされる文献が列記される。列記された文献によって、特許文献の記載事項の特許性が否定される場合もある。

## 技術水準

ある時点における特定の技術対象分野の進歩レベルであって、研究の方向を導く助けとなる。特許文献及び非特許文献など、一般に公開されているもの全てで構成される。「先行技術」と同意語である。特定の発明に関しては、技術水準が新規性及び進歩性に関する発明の特許性を判断するための重要な材料となる。

## 世界知的所有権機関 (WIPO)

WIPO は次の 2つの主な目的を有する国際連合の専門機関である。第 1 の目的は、全世界にわたって知的所有権の保護を促進することであり、第 2 の目的は、WIPO が管理する各条約により設立された知的所有権の同盟間の協力を確保することである。

## 国際予備審査機関の見解書

国際予備審査機関が出願人に対し発行する文書で、規則 66.2 に基づいて提供されるあらゆる見解が記載されている。一般に、国際調査機関の見解書が、国際予備審査機関の見解書と見なされる。

## 国際調査機関の見解書

国際調査機関により国際調査報告と同時に作成される文書で、請求の範囲に記載されている発明が新規性を有するもの、進歩性を有するもの (自明のものではないもの)及び産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうかについての見解と、国際出願が、当該国際調査機関の点検した範囲内でPCT 及びPCT規則に定める要件を満たしているかどうかについての見解が記載される。

## 10. PCT 締約国

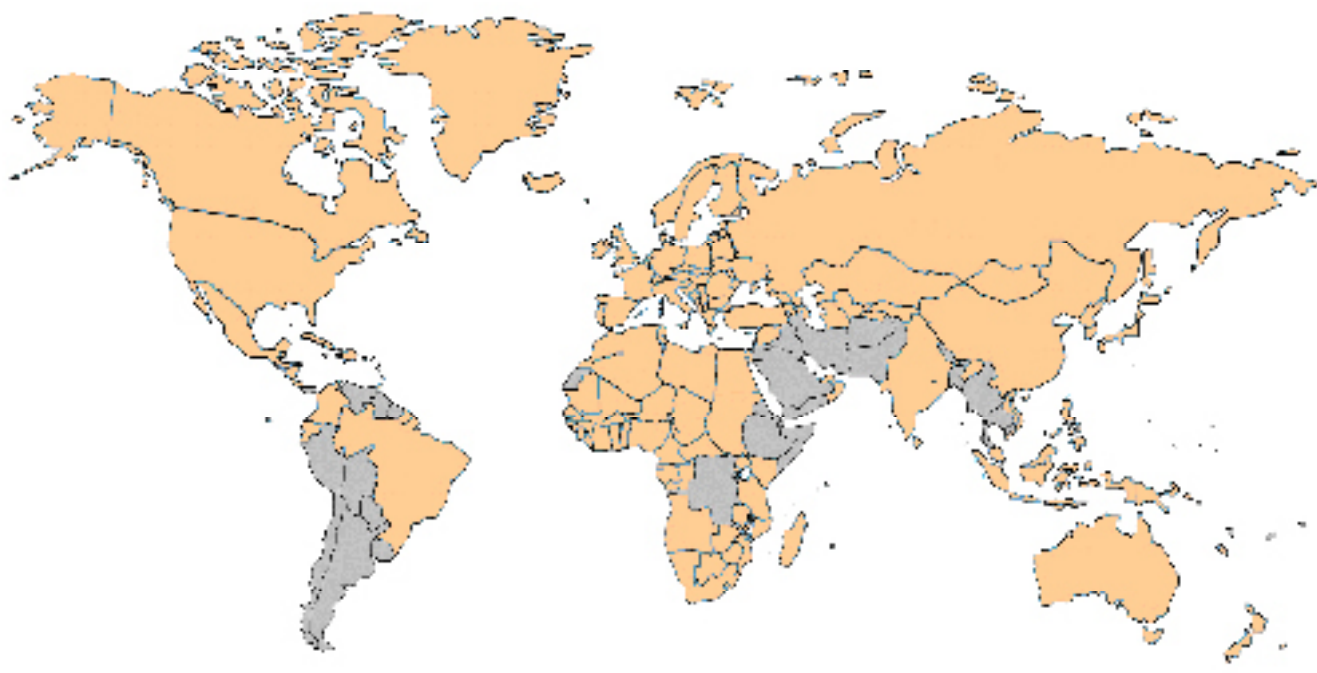
2007年には、アンゴラ(12月27日)、バーレーン(3月1日)、ドミニカ共和国(5月28日)、マルタ(3月18日)の4締約国が新たにPCTに加盟し、2007年12月31日現在、PCTに加盟している国は次の138ヶ国となった。

AE アラブ首長国連邦	DZ アルジェリア	LI リヒテンシュタイン (EP)	RU ロシア連邦 (EA)
AG アンティグア・バーブーダ	EC エクアドル	LK スリランカ	SC セーシェル
AL アルバニア <sup>1</sup>	EE エストニア (EP)	LR リベリア	SD スーダン (AP)
AM アルメニア (EA)	EG エジプト	LS レソト (AP)	SE スウェーデン (EP)
AO アンゴラ	ES スペイン (EP)	LT リトアニア (EP)	SG シンガポール
AT オーストリア (EP)	FI フィンランド (EP)	LU ルクセンブルク (EP)	SI スロベニア (EP) <sup>2</sup>
AU オーストラリア	FR フランス (EP) <sup>2</sup>	LV ラトビア (EP) <sup>2</sup>	SK スロバキア (EP)
AZ アゼルバイジャン (EA)	GA ガボン (OA) <sup>2</sup>	LY リビア・アラブ・ジャマ ーヒーヤ	SL シエラレオネ (AP)
BA ボスニア・ヘルツェゴ ビナ <sup>1</sup>	GB 英国 (EP)	MA モロッコ	SM サンマリノ
BB バルバドス	GD グレナダ	MC モナコ (EP) <sup>2</sup>	SN セネガル (OA) <sup>2</sup>
BE ベルギー (EP) <sup>2</sup>	GE グルジア	MD モルドバ (EA)	SV エルサルバドル
BF ブルキナファソ (OA) <sup>2</sup>	GH ガーナ (AP)	ME モンテネグロ	SY シリア・アラブ共 和国
BG ブルガリア (EP)	GM ガンビア (AP)	MG マダガスカル	SZ スワジランド (AP) <sup>2</sup>
BH バーレーン	GN ギニア (OA) <sup>2</sup>	MK マケドニア旧ユーゴス ラビア共和国 <sup>1</sup>	TD チャド (OA) <sup>2</sup>
BJ ベナン (OA) <sup>2</sup>	GQ 赤道ギニア (OA) <sup>2</sup>	ML マリ (OA) <sup>2</sup>	TG トーゴ (OA) <sup>2</sup>
BR ブラジル	GR ギリシャ (EP) <sup>2</sup>	MN モンゴル	TJ タジキスタン (EA)
BW ボツワナ (AP)	GT グアテマラ	MR モーリタニア (OA) <sup>2</sup>	TM トルクメニスタン (EA)
BY ベラルーシ (EA)	GW ギニアビサウ (OA) <sup>2</sup>	MT マルタ (EP) <sup>2</sup>	TN チュニジア
BZ ベリーズ	HN ホンジュラス	MW マラウイ (AP)	TR トルコ (EP)
CA カナダ	HR クロアチア (EP)	MX メキシコ	TT トリニダード・トバ ゴ
CF 中央アフリカ共和国 (OA) <sup>2</sup>	HU ハンガリー (EP)	MY マレーシア	TZ タンザニア連合共 和国 (AP)
CG コンゴ (OA) <sup>2</sup>	ID インドネシア	MZ モザンビーク (AP)	UA ウクライナ
CH スイス (EP)	IE アイルランド (EP) <sup>2</sup>	NA ナミビア (AP)	UG ウガンダ (AP)
CI コートジボワール (OA) <sup>2</sup>	IL イスラエル	NE ニジェール (OA) <sup>2</sup>	US 米国
CM カメルーン (OA) <sup>2</sup>	IN インド	NG ナイジェリア	UZ ウズベキスタン
CN 中国	IS アイスランド (EP)	NI ニカラグア	VC セントビンセントお よびグレナディーン 諸島
CO コロンビア	IT イタリア (EP) <sup>2</sup>	NL オランダ (EP) <sup>2</sup>	VN ベトナム
CR コスタリカ	JP 日本	NO ノルウェー (EP)	ZA 南アフリカ
CU キューバ	KE ケニア (AP)	NZ ニューゼーランド	ZM ザンビア (AP)
CY キプロス (EP) <sup>2</sup>	KG キルギス (EA)	OM オマーン	ZW ジンバブエ (AP)
CZ チェコ共和国 (EP)	KM コモロ	PG パプアニューギニア	
DE ドイツ (EP)	KN セントクリストファ ー・ネイヴィス	PH フィリピン	
DK デンマーク (EP)	KP 朝鮮民主主義人民共和國	PL ポーランド (EP)	
DM ドミニカ	KR 大韓民国	PT ポルトガル (EP)	
DO ドミニカ共和国	KZ カザフスタン (EA)	RO ルーマニア (EP)	
	LA ラオス人民民主共和国	RS セルビア	
	LC セントルシア		

<sup>1</sup> 欧州特許の拡張が可能。

<sup>2</sup> 広域特許のみ指定可能 (PCT 経由の国内ルートを開鎖)。

## 2007 年の PCT 締結国



**注:** 願書の提出により PCT 規則 4.9(a) に基づいて、国際出願日に PCT に拘束される全締結国を指定していたとしても、利用可能な全ての種類の保護が与えられ、また広域 (当てはまる場合) 及び国内特許の両方が与えられるためには、出願人は必ず最新の願書様式(PCT/RO/101) 及び国際予備審査の請求書様式 (PCT/IPEA/401) (最新版は 2007 年 4 月付) を使う必要がある。また、PCT-SAFE ソフトウェアの PCT-EASY 機能を使って願書を提出する場合には、最新版のソフトウェア ([www.wipo.int/pct-safe](http://www.wipo.int/pct-safe) で入手可能) を用いる必要がある。願書及び請求書様式は、ウェブサイト (<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.htm>) から編集可能な PDF フォーマットで入手可能。又は受理官庁、国際事務局、請求書様式の場合には国際予備審査機関から入手可能。

## 11. インターネットで入手可能なその他の情報

その他の特許に関する情報が次のとおり WIPO ウェブサイトに掲載されている。

**PATENTSCOPE®** – 特許サービス及び特許の取り組みに関する WIPO の情報窓口。

<http://www.wipo.int/patentscope/en/>

**PCT 制度に関する情報**

<http://www.wipo.int/pct/en/>

**PATENTSCOPE® 検索サービス** – PCT 国際出願の検索及び特許出願全体及び関連文書の閲覧/ダウンロード。

<http://www.wipo.int/pctdb/en/>

**PCT 統計** – 出願人を比較した一覧及びこの報告の中に含まれる指数の詳細情報を含む PCT システムの月次及び年次の統計

<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/>

**特許法** – 特許関係の最新の話題、WIPO が管轄する条約の情報、国内/広域特許法、特許法調和。

<http://www.wipo.int/patent/law/en/>



## **World Intellectual Property Organization**

**Address:**

34, chemin des Colombettes  
P.O. Box 18  
CH-1211 Geneva 20  
Switzerland

**Telephone:**

+41 22 338 91 11

**Fax:**

+41 22 733 54 28

**e-mail:**

[wipo.mail@wipo.int](mailto:wipo.mail@wipo.int)

**Contact Information:**

**Patent Information and Industrial  
Property Statistics Service,**

**Sector of PCT and Patents, Arbitration  
and Mediation Center, and Global  
Intellectual Property Issues**

**Internet:**

[www.wipo.int/ipstats](http://www.wipo.int/ipstats)

**e-mail:**

[ipstats.mail@wipo.int](mailto:ipstats.mail@wipo.int)